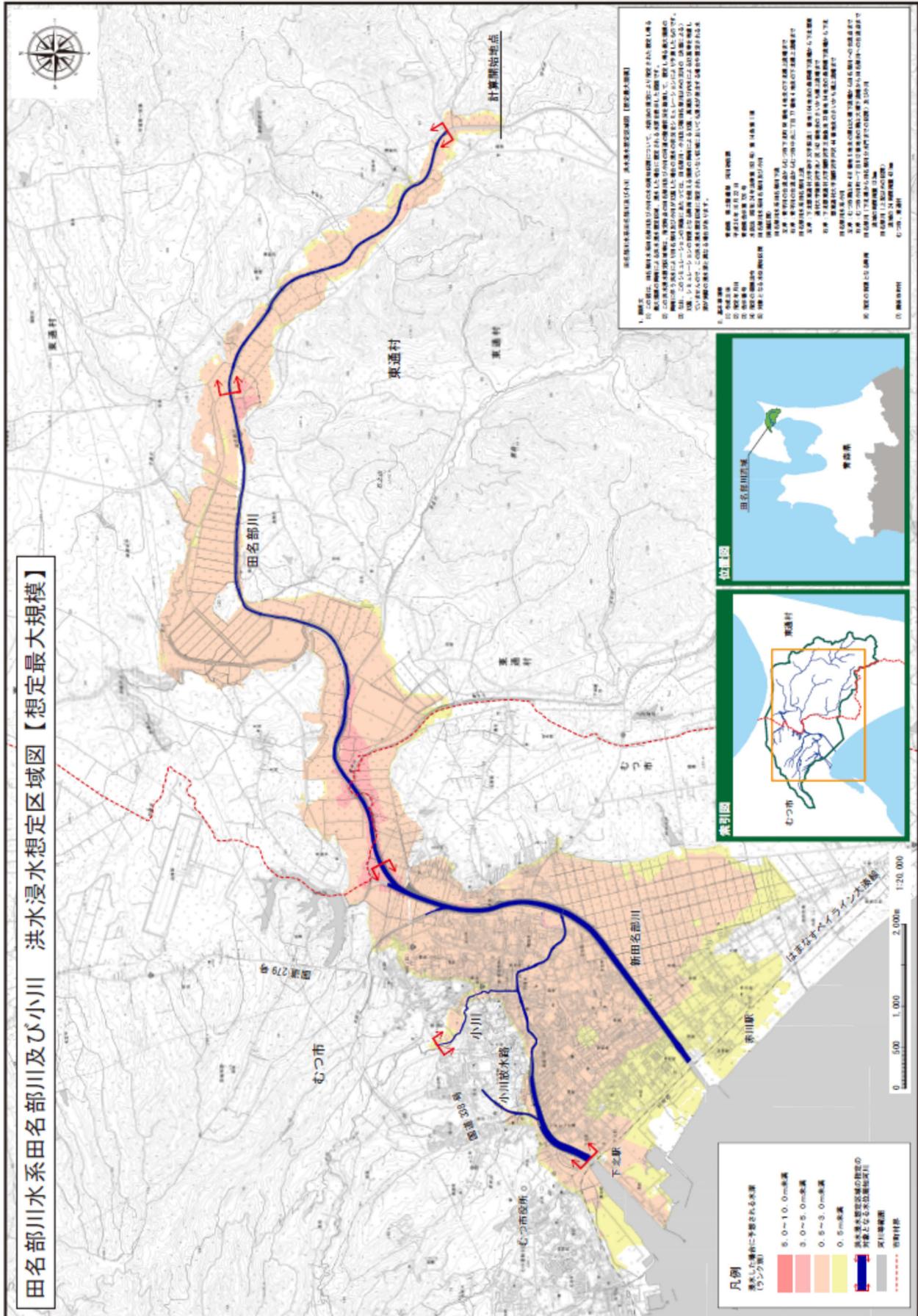


資料 48 田名部川水系田名部川及び小川 洪水浸水想定区域図

【想定最大規模】



資料 51 気象予報・警報等の概要

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は別表「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。

警報・注意報の種類	概要	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想された場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。	
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。	
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。	
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視界が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

警報・注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけられる。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想された場合に発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

(ウ) 水防活動の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次の通りであり、一般利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

(エ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(オ) 早期注意報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。大雨、高潮に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(カ) 青森県気象情報

a 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される解説する場合等に発表される。対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説される「顕著な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

b 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。青森県の発表基準は、1時間90ミリ以上の降水量が観測又は解析されたときである。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

資料 52 危険物貯蔵施設等一覽

(1) 危険物貯蔵施設等

種 別		施設数	種 別	施設数
製 造 所			屋 内 貯 蔵 所	24
取 扱 所	給 油 取 扱 所	53	屋外タンク貯蔵所	64
	第一種販売取扱所		屋内タンク貯蔵所	10
	第二種販売取扱所		地下タンク貯蔵所	83
	一 般 取 扱 所	56	簡易タンク貯蔵所	
	移 送 取 扱 所		移動タンク貯蔵所	165
			屋 外 貯 蔵 所	4
合 計		459		

(2) 石油類大量保有事業所（100KL以上の屋外貯蔵タンクを保有している事業所）

事 業 所 名	所 在 地	危険物の種類	最大保有数量
株式会社 野村商事	田名部字赤川ノ内並木 14-1170	第4類（灯油）	KL 100
		第4類（軽油）	100
田村商事株式会社	関根字出戸川目 199-4	第4類（灯油）	350
株式会社山元商店	関根字出戸川目 101-1	第4類（灯油）	380
海上自衛隊第25航空隊	城ヶ沢字早崎 2	第4類（重油）	228.437
		第4類（JP-5）	1,462.058
海上自衛隊大湊造修補給所	大湊町 4-1	第4類（軽油）	8,205
	大湊城ヶ沢字早崎	第4類（軽油）	7,326
		第4類（JP-5）	529
海上自衛隊大湊基地業務隊	大湊町 2-50	第4類（重油）	320
大畑町海上石油協同組合	大畑町 湊村新漁港埋立地内	第4類（重油）	2,470
(株)スケカワ石油	脇野沢田ノ頭 19-1	第4類（灯油）	150

(3) 液化石油ガス製造施設

事 業 所 名	所 在 地	貯 槽(t)	製 造 形 態
有限会社下北ガス	南赤川町 10-27	15・15	LP充填所
NXエネルギー東北（株）青森支店 むつLPガススタンド	横迎町二丁目 2-21	20	スタンド

資料 53 防災関係機関等の連絡先

機関名		所在地	電話番号	備考
むつ市役所		むつ市中央 1-8-1	0175-22-1111	
教育委員会		むつ市中央 1-8-1	0175-22-1111	
下北地域広域行政事務組合総務課		むつ市中央 1-8-1	0175-28-2100	
下北地域広域行政事務組合廃棄物施設課		むつ市中央 1-8-1	0175-33-8851	
消防機関	下北地域 広域行政 事務組合	消防本部	むつ市小川町 2-14-1	0175-22-3819
		むつ消防署	むつ市小川町 2-14-1	0175-22-1680
		川内消防分署	むつ市川内 88	0175-42-3215
		脇野沢消防分署	むつ市脇野沢渡向 14-2	0175-44-2020
		大畑消防署	むつ市大畑町松ノ木 150-1	0175-34-2233
		大湊消防署	むつ市大湊浜町 36-25	0175-24-2091
一部事務組合下北医療センターむつ総合病院		むつ市小川町 1-2-8	0175-22-2111	
青森県	青森県危機管理局防災危機管理課		青森市長島 1-1-1	017-734-9089
	むつ警察署		むつ市中央 1-19-1	0175-22-1321
	下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室		むつ市中央 1-3-33	0175-31-1388
	下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室		むつ市中央 1-3-33	0175-22-2296
	下北地域県民局地域整備部		むつ市中央 1-1-8	0175-22-1231
	下北地域県民局地域農林水産部		むつ市中央 1-1-8	0175-22-3211
	下北教育事務所		むつ市中央 1-1-8	0175-22-1351
指定地方行政機関	東北農政局（青森支局）		青森市本町 2-10-4	017-775-2151
	下北森林管理署		むつ市金曲 1-4-6	0175-22-1131
	第二管区海上保安本部（青森海上保安部）		青森市青柳 1-1-2	017-734-2423
	東北運輸局青森運輸支局		青森市浜田字豊田 139-13	017-739-1501
	東京航空局（三沢空港事務所）		三沢市大字三沢字下夕沢 83-197	0176-53-2461
	東京航空局（青森航空出張所）		青森市大字大谷字小谷 1-303	017-739-2240
	東北地方整備局（青森港湾事務所）		青森市本町 3-6-34	017-775-1394
	青森地方气象台		青森市花園 1-17-19	017-741-7413
	東北総合通信局		仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-0605
	むつ労働基準監督署		むつ市金谷 2-6-15	0175-22-3136
	国土交通省東北地方整備局 （青森河川国道事務所）		青森市中央 3-20-38	017-734-4521
	むつ公共職業安定所		むつ市若松町 10-3	0175-22-1331
	自衛隊	陸上自衛隊（第9師団）		青森市浪館近野 45
陸上自衛隊（八戸駐屯地）		八戸市大字市川町字桔梗野官地	0178-28-3111	
海上自衛隊（大湊地方隊）		むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111	
海上自衛隊（第25航空隊）		むつ市大字城ヶ沢字早崎 2	0175-24-1111	
航空自衛隊（北部航空方面隊）		三沢市後久保 125-7	0176-53-4121	

	機関名	所在地	電話番号	備考	
指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)青森営業統括センター	青森市柳川1-1-1	017-777-4115		
	東日本電信電話(株)青森支店	青森市橋本2-1-6	017-774-9455		
	日本赤十字社青森県支部	青森市長島1-3-1	017-722-2011		
	東北電力ネットワーク(株)むつ電力センター	むつ市小川町2-3-7	0175-22-9158		
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区内幸町 1-1-6	03-3500-8111		
	(株)NTTドコモ東北支社青森支店	青森市中央3-19-1	017-773-5321		
	日本放送協会青森放送局むつ報道室	むつ市金谷1-4-6	0175-22-2861		
	日本郵便(株)むつ郵便局	むつ市新町8-10	0175-22-2274		
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 青森研究開発センター	むつ市大字関根字北関根400	0175-25-3311		
	日本貨物鉄道(株)青森営業支店	青森市古館安田14-3	017-741-8388		
	日本通運(株)むつ営業所	むつ市下北町5-1	0175-22-2381		
	日本銀行青森支店	青森市中央1-11-1	017-734-2151		
	指定地方公共機関	公益社団法人青森県医師会	青森市新町2-8-21	017-723-1911	
一般社団法人青森県エルピーガス協会下北支部		むつ市中央2-9-36	0175-29-1416		
輸送機関		下北交通(株)	むつ市金曲1-8-12	0175-22-3221	
		ジェイアールバス東北(株) 青森支店大湊支所	むつ市大平町2-3	0175-24-2146	
		青森県トラック協会下北支部	むつ市緑町19-35	0175-31-0230	
放送機関		青森放送(株)むつ支局	むつ市中央2-1-18	0175-24-0017	
		(株)青森テレビむつ支局	むつ市中央2-26-36	0175-23-5888	
		青森朝日放送(株)むつ連絡所	むつ市新町3-2	0175-22-3700	
		(株)エフエム青森	青森市堤町1-7-19	017-735-1181	
公共的団体等		社団法人むつ下北医師会	むつ市本町2-18	0175-23-5280	
	むつ商工会議所	むつ市小川町2-11-4	0175-22-2281		
	むつ市川内町商工会	むつ市川内町川内115-9	0175-42-2301		
	大畑町商工会	むつ市大畑町新町84	0175-34-3500		
	むつ市川内町商工会脇野沢支所	むつ市脇野沢渡向26-2	0175-44-2217		
	エフエムむつ(株)	むつ市柳町1-2-2	0175-33-4122		
	下北地方森林組合	むつ市金谷1-2-32	0175-22-1041		
	むつ市漁業協同組合	むつ市大湊新町10-6	0175-24-1261		
	関根浜漁業協同組合	むつ市大字関根字前浜143	0175-25-2121		
	川内町漁業協同組合	むつ市川内町川内434-19	0175-42-3210		
	川内町内水面漁業協同組合	むつ市川内町川内獅子畑 128-1	0175-42-3691		
	大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村191	0175-34-4111		
	脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢本村無番地	0175-44-2211		
	十和田おいらせ農業協同組合むつ支店	むつ市横迎町1-11-35	0175-22-1315		
	田名部畜産農業協同組合	むつ市大字田名部字下川18	0175-22-4716		
	青森県建築士会下北支部	むつ市十二林4-15	0175-22-2483		
	むつ建築組合	むつ市金谷1-17-55	0175-23-3495		
	協同組合むつ管工事協会	むつ市田名部字赤川ノ内並木 73-18	0175-23-0233		
	むつ市赤十字奉仕団	むつ市川守町20-51	0175-29-4829		
	むつ市川内赤十字奉仕団	むつ市川内町川内324	0175-42-2236		
	むつ市大畑分区赤十字奉仕団	むつ市大畑町湊村165-20	0175-34-4505		
	むつ市脇野沢赤十字奉仕団	むつ市脇野沢本村132	0175-44-2419		
	むつ市連合婦人会	むつ市柳町1-9-5	0175-22-2440		
	青森県石油商業組合下北支部	むつ市若松町15-45	0175-22-6986		
	むつ市旅客自動車事業協同組合	むつ市小川町1-13-60	0175-22-0401		

資料 54 避難指示等の伝達文

(ア) 洪水災害

a 高齢者等避難の発令文

- こちらは、むつ市役所です。
- ただいま、〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、
(ただいま、〇〇川の水位が水防団待機水位を越え、上流で大量又は強い降雨が見込まれるため)
〇〇時〇〇分、〇〇地区に〇〇川に関する高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇地区の方は、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。また、高齢者の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方、避難に助けが必要な方などは、支援者と連絡を取り合い、指定避難所へ避難を開始してください。

b 避難指示の発令文

- こちらは、むつ市役所です。
- ただいま、〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、
〇〇時〇〇分、〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 〇〇地区の方は、ただちに指定避難所へ避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。

- 緊急放送、緊急放送
- こちらは、むつ市役所です。
〇〇川の水位が堤防の高さを越えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。
※決壊、越水・溢水や通行止めなど被害が発生した場合は、発生情報と最寄の高層建物など、安全な場所への避難を呼びかける。

(イ) 土砂災害

a 高齢者等避難の発令文

- こちらは、むつ市役所です。
- 〇〇時〇〇分、むつ市に大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。また、高齢者の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方、避難に助けが必要な方などは、支援者と連絡を取り合い、指定避難所へ避難を開始してください。

b 避難指示の発令文

- こちらは、むつ市役所です。
- 〇〇時〇〇分、むつ市に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、ただちに指定避難所へ避難を開始してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑丈な建物等へ避難してください。
※通行止め等の被害情報があれば放送する。

- 緊急放送、緊急放送。
- こちらは、むつ市役所です。
- 〇〇地区で土砂災害の前兆現象（又は発生）が確認されました。
土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分、〇〇地区の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令しました。
- 最寄りの頑丈な建物等へただちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところへ避難してください。

(ウ) 高潮災害

a 避難指示の発令文

- こちらは、むつ市役所です。
- ○○時○○分、むつ市に高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され、浸水被害の可能性が高まっているため、○○時○○分、沿岸地区に避難指示を発令しました。
- 沿岸地区の方は、指定避難所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。

- 緊急放送、緊急放送。
 - こちらは、むつ市役所です。
 - 高潮被害が発生するおそれがあるため、○○時○○分、沿岸地区に避難指示を発令しました。
 - 最寄りの高い建物等へただちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。
- ※被害が発生した場合は、発生情報と安全な場所への避難を呼びかける。

(エ) 津波災害

a 避難指示の発令文

大津波警報、津波警報が発表された場合の避難指示発令文

- 緊急放送、緊急放送
- こちらは、むつ市役所です。
- 大津波警報(又は、津波警報)が発表されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に津波災害に関する避難指示を発令しました。

津波注意報が発表された場合の避難指示発令文

- 緊急放送、緊急放送
- こちらは、むつ市役所です。
- 津波注意報が発表されたため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に津波災害に関する避難指示を発令しました。

強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合の避難指示発令文

- 緊急放送、緊急放送
- こちらは、むつ市役所です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が予想されるため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に津波災害に関する避難指示を発令しました。

資料 55 水防工法

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水（溢水）による場合・・・堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から決壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合・・・河川の水位が高い場合、水圧により裏法面やフラ法先に河水が湧水して堤防が決壊していく。
- ③ 洗掘による場合・・・河川の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現	在
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとように帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、推進の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川水深の浅い所	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろ入手が困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (推進の浅いところ)	土俵の代わりに土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
洗堀	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木長し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄棒、くい	
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、鉄鋼、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
裏のり崩壊	き裂	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり工にくい打ちさくを作り中詰めの土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮者、無線車	

(実務者のための「水防技術ハンドブック」より)

資料 56 水防活動実施報告書

水防活動報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位		m						
	雨 量		mm						
水防実施箇所	川 左岸		地先		m				
	右岸								
日時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所				m				
	工法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者			
	丸太					の死傷			
	その他					雨量水位の			
					状況				
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注)水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

資料 57 重要水防箇所

市内河川に係る重要水防箇所は、次のとおりである。

下北地域県民局管理

水系名	河川名	水防 管理 団体名	重要水防箇所						摘 要	
			種別	堤防 (m)				工作物等		
				左岸		右岸		重要度 A		重要度 B
				重要度 A	重要度 B	重要度 A	重要度 B			
田名 部川	田名 部川	むつ市	堤防高	1,450	2,000	1,450	2,000			
	小川	むつ市	堤防高	4,000		4,000			橋 3 箇所	
	女館川	むつ市	堤防高	600		600				
今泉川	今泉川	むつ市	堤防高	4,900		5,500		橋 2 箇所		
	松田川	むつ市	堤防高	1,800		1,800				
	天狗川	むつ市	堤防高	800		500				
川内川	川内川	むつ市	堤防高	7,500		5,000				
戸沢川	戸沢川	むつ市	堤防高	2,000		2,000				
	柳ノ 沢川	むつ市	堤防高		300		300		橋 1 箇所	
大畑川	大畑川	むつ市	堤防高	2,000		2,200				
脇野 沢川	脇野 沢川	むつ市	堤防高	5,100		5,100		橋 2 箇所	橋 1 箇所	
			堤防 断面		740		2,190			
男川	男川	むつ市	堤防高	2,600		2,600				
			堤防 断面			180				
宿野 部川	宿野 部川	むつ市	堤防高	2,500		2,500			橋 1 箇所	
大荒川	大荒川	むつ市	堤防高						橋 1 箇所	
計			河川数	12	3	12	3	2	5	
			区間 延長	35,250	3,040	33,430	4,490	橋 4 箇所	橋 7 箇所	(重複考慮)

資料 58 炊き出しの実施場所

1. 学校給食施設

学 校 名	所 在 地	電話番号 (0175)	給食提供可能数	備 考
第一田名部小学校	柳町二丁目 7-1	22-1236	700 食	
第二田名部小学校	小川町一丁目 18-10	22-1450	800 食	
苔生小学校	金曲一丁目 5-10	22-5141	700 食	
第三田名部小学校	赤川ノ内並木 14-196	22-1266	300 食	
大平小学校	大平町 8-6	24-1291	700 食	
大湊小学校	大湊上町 43-32	24-1810	300 食	
田名部中学校	緑町 22-8	22-1930	900 食	
むつ中学校	栗山町 17-2	22-1641	450 食	
大平中学校	並川町 2-4	24-1714	450 食	
大湊中学校	桜木町 19-1	24-2138	340 食	
南通地区学校給食共同調理場	奥内字江豚沢 1-2	26-2127	300 食	近川中学校
西通学校給食センター	川内町休所 5-1	31-2288	500 食	川内中学校
大畑学校給食センター	大畑町兎沢 163	34-5397	1,000 食	
(仮称) 防災食育センター	関根字北関根地内		9,000 食/日 × 3 日間	R7.4 稼働予定
計			7,440 食	

2. その他炊事施設を有する公共施設

施 設 名	所 在 地	電話番号 (0175)	炊事施設面積等	備 考
緑 寿 荘	新町 32-36	23-5800	20.7 m ²	6.3 坪
大曲コミュニティセンター	大曲二丁目 1-1		24.3 m ²	7.4 坪
中央公民館	大湊浜町 13-1	24-1224	56.9 m ²	17.2 坪
計			101.9 m ²	

資料 59 むつ市連合婦人会役員名簿

令和5年度 むつ市連合婦人会 役員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

		氏 名 (地区名)	備考
1	会 長	坪 二 三 子 (むつ地区会長)	
2	副会長	濱 田 順 子 (脇野沢地区会長)	
3	監 事	石 岡 千 代 子 (むつ地区)	
4		宮 本 和 子 (脇野沢地区)	

5	理 事	中 島 慶 子 (旧川内地区会長)	
6		小 島 朝 子 (むつ地区副会長)	
7		田 中 千 穂 子 (脇野沢地区副会長)	
8		佐 々 木 英 子 (脇野沢地区副会長)	
9		坂 井 美 恵 子 (むつ二部会会長)	
10		木 下 静 子 (むつ西通部会会長)	
11		阿 部 久 江 (芸能部長)	

12	事務局長	山 端 て る (むつ地区)	
13	事務局員	佐 々 木 英 子 (脇野沢地区)	

資料 60 むつ市赤十字奉仕団

(むつ市赤十字奉仕団)

(令和5年3月31日現在)

役員・分団名	役員名分団長名	団員数		
		男	女	計
委員長	森 小 静 子			
副委員長	石 田 武 士			
大湊新町分団	解 団	0	0	0
川守町分団	分団長不在	0	5	5
小川町分団	森 小 静 子	6	20	26
近川分団	本 橋 鈴 子	0	12	12
新町分団	石 田 武 士	4	13	17
あすなる分団	解 団	0	0	0
南町分団	藤 本 恒 雄	5	5	10
希望・やすらぎ分団	解 団	0	0	0
合計 (5分団)		15	55	70

(むつ市川内赤十字奉仕団)

(令和5年4月1日現在)

役員・分団名	役員名分団長名	団員数		
		男	女	計
委員長	石 倉 司			
副委員長	渡 部 節 子			
副委員長	杉 野 登志江			
副委員長	森 山 恵 子			
書記	瀨 谷 司			
会計	戸 澤 眞理子			

※分団なし

※団員数212人 (男2人、女119人)

(むつ市大畑赤十字奉仕団)

令和5年4月1日現在)

役員・分団名	役員名分団長名	団員数		
		男	女	計
委員長	伝法 百合子			
副委員長	井上 美幸			
副委員長	新井田 秀子			
副委員長	渡部 せい子			
書記	澤頭 あい			
会計	奥 なみ			
正津川分団	渡部 せい子	0	20	20
新町分団	井上 美幸	0	13	13
東町分団	濱田 栄子	0	25	25
本町分団	澤頭 あい	0	14	14
南町分団	新井田 秀子	2	13	15
合計(5分団)		2	85	87

(むつ市脇野沢赤十字奉仕団)

令和5年4月1日現在)

役員・分団名	役員名分団長名	団員数		
		男	女	計
委員長	濱田 順子			
副委員長	宮本 和子			
監事	田中 洋子			
監事	田中 千穂子			
本村分団	濱田 順子	0	34	34
小沢分団	菅原 よね子	0	14	14
滝山分団	山口 洋子	0	6	6
源藤城分団	坂本 理知	0	13	13
瀬野分団	柴田 きよい	0	11	11
新井田分団	立石 由喜子	0	3	3
蛸田分団	三上 恵	0	6	6
九艘泊分団	櫛引 ふさ子	0	13	13
合計(8分団)		0	100	100

資料 61 給水資機材の保有状況

令和5年3月31日現在

所有者等	種類	給水車		給水タンク		散水車		消防タンク		備考
		台	全容量	台	全容量	台	全容量	台	全容量	
上下水道局		2	6 m ³	10	10 m ³					給水車内訳 ：車載型圧送式 3 m ³ ×2台 給水タンク内訳 ：可搬式 1 m ³ ×4台 ：組立式 1 m ³ ×6台
消防本部	むつ消防署							4	14.2 m ³	団車両2台含
	川内消防分署							3	15.5 m ³	団車両1台含
	脇野沢消防分署							1	2.7 m ³	
	大畑消防署							3	13.1 m ³	団車両1台含
	大湊消防署							2	7 m ³	

所有区分	種類	給水袋			携行缶			食缶			備考
		種別	数量	全容量	種別	数量	全容量	種別	数量	全容量	
市有	上下水道局	10L	4,900	49.0 m ³							
		6L	2,800	16.8 m ³							
		3L	280	0.8 m ³							
	市教育委員会						8~16L	215	2.7 m ³		

資料 62 補給用水源一覧

水源名	所在地	管理者	電話	備考 (配水量等)
荒川浄水場	並川町26-1	上下水道局	上水道管理センター 0175-29-1019	8,410 m ³ /d
永下浄水場	城ヶ沢字袖越101-3			3,090 m ³ /d
宇曾利川浄水場	大湊字宇曾利川村95-2			890 m ³ /d
浜町浄水場	大湊浜町30-40			1,000 m ³ /d
田名部浄水場	柳町四丁目4-31			4,970 m ³ /d
緊急貯水槽	第二田名部小学校グラウンド			100 m ³
八木沢浄水場	川内町館山下122-7			2,230 m ³ /d
大畑浄水場	大畑町赤坂17-48			3,900 m ³ /d
木野部浄水場	大畑町木野部64-22			170 m ³ /d
薬研浄水場	大畑町葉色山1164林班			240 m ³ /d
脇野沢浄水場	脇野沢源藤城国有林961林班			909 m ³ /d

資料 63 障害物除去用資機材の保有状況

所属部署	機械器具所在地	電話番号 (0175)	機械器具の名称数量等(台)							備考		
			ショベルローダ	パワーショベル	タイヤドーザ	ブルドーザ	トラクター ショベル	モーター グレーダ	ダンプ トラック		トラック	
本庁舎	管財・施設 経営課	中央一丁目8-1								2		
	環境政策課	中央一丁目8-1							1			
		田名部字二又川目41-70	22-7507						1			
	農林畜産業 振興課	中央一丁目8-1	22-1111							1		
		城ヶ沢字早川向14-1 の内	24-2433	1				4	1	2		
		奥内字奥内	26-2540					1				
		関根字水川目138-208	22-1111					2				
		川内町板家戸51-1	22-2111					3				
		川内町家ノ上103-2	22-2111			1			1		川内堆肥センター	
	土木維持課	脇野沢七引201-5	31-5011					3		1	農業振興公社	
		新町 37-18	22-6777					1			下北土木技術(有)	
		田名部字赤川ノ内並木 109-1	22-0400			1					(有)鳥山建設	
		田名部字赤川ノ内並木 111-1	22-0400			1					(有)鳥山建設	
		奥内字大室平10-3	26-2215			1					(有)アオモリ・サ ンド企画	
	宇田町9-6	24-1237	1							丹内土木		
	教育委員会	大湊浜町13-1	24-1224							1	中央公民館	
	市民スポー ツ課	山田町43-1	24-1895							1	運動公園	
	川内庁舎	管理課	川内町熊ヶ平151-4			1				1		専用車庫
		市民生活課	川内町熊ヶ平151-4			3						専用車庫
			川内町板家戸51-1	42-2111					2			第2牧野
川内町家ノ上103-2			42-2111						1		堆肥センター	
大畑庁	市民生活課	大畑町伊勢堂1-1							1			
		大畑町兎沢17-198	34-2111			3			1		専用車庫	
脇野沢庁	管理課	脇野沢渡向107-1			1							
	市民生活課	脇野沢渡向107-1			3							
計			2	0	16	0	15	2	8	9		

資料 64 医療機関（病院・委員）

医 療 機 関 （病院・医院）

No	名称	所在地	電話 (0175)	診療科目	医療従事者数			病床数	救急 指定
					医師	(准)看護師	助産師		
1	むつりハビリテーション病院	桜木町13-1	24-1211	内/リハ	4	28	0	120	
2	自衛隊大湊病院	大湊町14-47	24-1111	内/外/整/皮/リハ/麻/歯	5	17	0	30	
3	むつ総合病院	小川町一丁目2-8	22-2111	内/消内/循内/外/消外/心血外/脳外/整形/精/小/皮/泌/産/婦/眼/耳/リハ/放/麻/歯外/救/糖内分	56	330	14	454	○ 4床
4	槇皮膚科医院	柳町一丁目8-1	22-1881	皮	1	1	0	0	
5	医療法人白心会北村医院むつレディスクリニック	柳町一丁目9-55	22-2135	内/産/小/ペインクリニック内科	2	5	0	13	
6	中村眼科クリニック	横迎町二丁目1-9	22-2512	眼	1	4	0	9	
7	ほそかわ耳鼻咽喉科クリニック	中央一丁目3-36	23-0033	耳/アレ	2	3	0	0	
8	医療法人道坤会菊池医院	大湊浜町16-27	24-1276	内/小/麻	1	4 ^(※1)	0	0	
9	村中内科心療内科医院	新町10-46	23-0120	内/心療内	1	4	0	0	
10	ちば小児科アレルギー科クリニック	緑ヶ丘6-16	33-8001	小/アレ	1	4	0	0	
11	医療法人佑心会角田整形外科医院	新町13-52	22-7945	整/リハ	1	4	0	0	
12	医療法人章士会三上医院	柳町一丁目8番22号	22-1011	内/消/循/放	1	4	0	0	
13	中央レディスクリニック	中央二丁目5番5号	24-3151	内/産/婦	1	3 ^(※2)	0	0	
14	千田医院	小川町一丁目10番1号	22-2639	外/肛	1	2	0	0	
15	柳谷泌尿器科皮膚科クリニック	中央二丁目5番5号	24-2055	内/皮/泌	1	2	0	0	
16	どんぐりこどもクリニック	中央二丁目5番5号	24-5656	小/アレ	1	2	0	0	
17	たなか泌尿器科クリニック	中央一丁目6番5号	28-2660	内/皮/泌	1	5	0	0	
18	さとう眼科クリニック	緑ヶ丘35-1	23-9165	眼	1	2	0	0	
19	医療法人胡桃会ふじた脳神経クリニック	中央二丁目5番5号	24-5557	内/脳外/放	1	4	0	0	
20	中央内科クリニック	中央二丁目5番5号	28-4550	内/消内	1	5	0	0	
21	みちのくクリニック	十二林17番1号	23-1171	内/消化器内科/麻酔	2	8	0	0	
22	みどりが丘整形外科クリニック	緑ヶ丘35番5号	23-2321	整/リハ	1	1	0	0	
23	国民健康保険川内診療所	川内町休所42番地62	42-2211	内/外/整/歯	1	4	0	19	
24	前田内科医院	大畑町庚申堂11-1	34-5272	内/呼/消/循/小	1	3	0	0	
25	国民健康保険大畑診療所	大畑町観音堂25番地1	34-2211	内/整	1	12 ^(※3)	0	10	
26	国民健康保険脇野沢診療所	脇野沢渡向29番地5	44-2022	内/外/歯/歯外	1	2	0	0	

※1 1名はパート

※2 1名はアルバイト

※3 8名は大畑診療所専属、4名は大畑診療所と老人保健施設の兼務

資料 65 市有車両一覧

		一般車両							特殊車両									
		普通乗用車	小型乗用車	普通貨物自動車	小型貨物自動車	軽自動車	大型バス	中型バス	マイクロバス	シヨベルローダ	グレーダー	タイヤドーザー	トフターシヨベル	パワーシヨベル	ロータリー除雪車	凍結防止剤散布車	小型除雪車	その他特殊車両
総務部	市長公室	1																
	総務課																	
	情報・DX 課																	
	防災安全課	1																
企画政策部	企画調整課																	
	エネルギー戦略課																	
	ジオパーク推進課																	
財務部	市民連携課		1															
	財務課																	
	管財・施設経営課	1	4	2	1	7	2	1	2	1								
	工事検査課																	
民生部	税務課					2												
	市民課																	
	環境政策課		1	1	2					1								
福祉部	市民スポーツ課	1																
	福祉政策課																	
	高齢者福祉課					2												
	生活福祉課					4												
健康づくり推進部	障がい福祉課																	
	健康づくり推進課		1			7												
	国民年金課																	
子どもみらい部	予防・医療・感染症対策課																	
	子ども家庭課		1			1												
	子育て支援課																	
経済部	キッズパーク																	
	観光・フェア・ロケーション推進課	1	1															
	産業雇用政策課					1												
	農林畜産業振興課	2			6	2												
都市整備部	水産業振興課	2																
	都市計画課	1			2													
	住宅政策課	1																
	土木維持課	1			1													
建設技術部	用地課	3																
	建築技術課	1				1												
上下水道局	土木技術課	0				2												
	経営課	1				1												
川内庁舎	水道課	7				1												2
	下水道課	2	1															
	管理課	2	2	1	3	1		1		1								
大畑庁舎	市民生活課	1			2	2				1								2
	管理課	2		1	1	1			1									
脇野沢庁舎	市民生活課		3		1	1							1					1
	管理課	2	3	1		2		1	1									1
出納室	市民生活課				1					2								
議会事務局																		
選管事務局																		
監査事務局																		
農委事務局																		
教育委員会事務局	総務課	1		1														
	生涯学習課		1															
	学校教育課																	
	地域クラブ推進課	1																
	中央公民館		1		1													
	川内公民館		1															
	大畑公民館		1															
脇野沢公民館		1																
図書館	1																	1

資料 66 バス事業者

令和5年6月1日

事業所名	所在地	電話 (0175)	保有台数(台)			備考
			大型バス	中・小型 バス	合計	
下北交通(株)	金曲一丁目 8-12	22-3221	27	23	50	
ジェイアールバス東北(株) 青森支店大湊支所	大平町 2-3	24-2146	5	5	10	
(有)むつ車体工業 バス事業部 川内交通バス	南赤川町 10-25	31-0227	8	9	17	
(有)脇野沢交通(有)	脇野沢桂沢 133-4	44-2888	0	4	4	
合計			40	41	81	

資料 67 タクシー事業者

令和5年6月1日

事業所名	所在地	電話 (0175)	保有台数(台)				備考
			特大	大型	普通車	合計	
田名部タクシー(株)	横迎町一丁目 2-3	22-2141			14	14	
(株)北斗タクシー	金曲一丁目 11-8	22-1123	2		13	15	
(有)むつ車体工業 タクシー事業部 かぎもとタクシー	南赤川町 10-25	22-3121	1		15	16	
(有)大畑タクシー	大畑町本町 11-2	34-3341			4	4	
(有)川内ハイヤー	川内町川内 154	42-3211			2	2	
(有)北栄ハイヤー	脇野沢本村 93	44-2788			1	1	
(株)尻屋観光	下北郡東通村大字 田屋字将木館 2	28-5554	4	1	21	26	
合計			7	1	70	78	

資料 68 青森県トラック協会下北支部会員名簿

令和5年4月1日現在

No	業種	事業所名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
1	一般	(有)アオモリ・サンド 企画	山本 孝浩	035-0011	むつ市大字奥内字大室 平 10-3	26-2215	26-2218
2	一般	(有)青森さくら運送 むつ営業所	畑山 洋一	035-0041	むつ市金曲 3-5-60	23-4499	23-4494
3	一般	(有)あすなろ運輸	山元 相周	039-4401	むつ市大畑町 字伊勢堂 7-5	34-3333	34-3334
4	一般	(有)イシダ	石田 辰蔵	035-0042	むつ市大曲 2-13-18	22-8179	23-4358
5	一般	(有)東陽建設	太田 勝	035-0021	むつ市大字田名部 字斗南岡 29-178	22-0170	22-0272
6	一般	(有)金田建材運送	金田 忠	039-4401	むつ市大畑町 字添木 10-4	34-2030	34-6430
7	一般	(有)川西商会	川西 宏樹	035-0041	むつ市金曲 1-11-20	22-2176	22-2177
8	一般	菊池トラック(株)	菊池 秋彦	035-0033	むつ市横迎町 2-12-3	22-1671	22-3693
9	一般	(株)菊宋産業	菊池 淑子	035-0021	むつ市大字田名部 字品ノ木 34-68	22-4208	22-7731
10	一般	(株)菊池整備	菊池 遵	035-0021	むつ市大字田名部 字赤川 1-69	22-6940	22-6945
11	一般	幸洋商事	森川 光男	035-0045	むつ市松原町 4-92	23-8896	23-8896
12	一般	コウメイ運輸(株)	田中 勝美	035-0042	むつ市大曲 2-13-38	31-0717	31-0718
13	一般	(株)柴田組	柴田 文彦	035-0083	むつ市大平町 37-9	29-2211	24-4426
14	一般	(株)渋田産業	渋田 慎也	039-4601	下北郡大間町 字中山 16-3	37-4335	37-4963
15	一般	下北交通(株)	山上 常廣	035-0041	むつ市金曲 1-8-12	22-3221	23-4682
16	一般	(株)下北電工	福島 敏	035-0011	むつ市大字奥内字浜平 45-1	26-2320	26-2237
17	一般	(株)セイホク	濱中 貞白	039-5201	むつ市川内町字家ノ上 6	42-2595	42-4372
18	一般	高松建設工業(株)	高松 大助	039-4602	下北郡大間町大字奥戸 字奥戸村 10	37-3530	37-4942
19	一般	(株)竹正工務店	竹内 正弘	039-4601	下北郡大間町大字奥戸 字小奥戸 211-1	37-4032	37-4710
20	一般	(株)トラスト	佐々木 信彦	039-4601	下北郡大間町大字奥戸 字小奥戸 204-1	37-5910	37-5911
21	一般	野崎建設工業(株)	野崎 徳子	039-4602	下北郡大間町大字奥戸 字向町 80-2	37-3136	37-3137
22	一般	(株)東通運輸	館 進	035-0042	むつ市大曲 3-13-8	22-3911	22-3917
23	一般	北東北福山通運(株) 青森むつ営業所	秋田谷 悟	035-0075	むつ市真砂町 11-2	29-2925	29-2870

No	業種	事業所名	代表者名	郵便 番号	住所	電話番号	F A X
24	一般	細川建設(株)	細川 雅祐	039- 4711	下北郡佐井村 字古佐井川目 31	38-4121	38-2249
25	一般	(有)むつ中央トラック	横田 俊行	035- 0011	むつ市大字奥内 字中道 23	26-2365	26-2604
26	限定	谷川環境衛生開発(株)	谷川 聡	035- 0051	むつ市新町 41-1	22-2059	22-7783
27	霊柩	(有)大畑典礼	木嶋 郁代	039- 4401	むつ市大畑町 字中島 83-6	34-3824	34-3824
28	霊柩	(有)秀栄堂工藤造花店	工藤 忠	035- 0053	むつ市緑町 17-20	22-0146	22-0148
29	霊柩	(有)眞心堂	高屋 龍一	035- 0021	むつ市大字田名部 字槌川目 23-5	30-7000	30-7003
30	霊柩	(有)田中造花店	田中 常浩	035- 0076	むつ市旭町 11-13	24-3732	24-1169
31	霊柩	とりやま葬祭社	鳥山 大勝	035- 0021	むつ市大字田名部 字赤川ノ内並木 14- 1525	22-1990	22-1949

資料 69 ヘリコプター離着陸場一覧

離着陸場	所在地	連絡先	周囲の状況	備考
むつ運動公園陸上競技場	山田町43-1	運動公園管理棟 0175-24-1895	高層建築物無 国道バイパス沿い	※ 照明設備無
ウェルネスはらっぼる	真砂町地先	市民スポーツ課 0175-22-1111	高層建築物無 陸奥湾沿い	※ 照明設備無
(国立研究開発法人) 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド 研究開発部門 青森研究開発センター大 湊施設グラウンド	港町	(国立研究開発法人) 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド 研究開発部門 青森研究開発センター 0175-25-3311	高層建築物無 陸奥湾沿い	照明設備無
川内公民館駐車場	川内町楳木153	川内公民館 0175-42-3113	高層建築物無 市道川内21号 線沿い	照明設備無
大湊高等学校川内校舎 グラウンド	川内町川内家ノ 上48	大湊高等学校川内校舎 0175-42-2214	高層建築物無 国道338号そば高台に 有り	※ 照明設備無
大畑小学校グラウンド	大畑町伊勢堂1-1	大畑小学校 0175-34-2237	高層建築物無 市道伊勢堂1号線沿 い	照明設備無
大畑中学校グラウンド	大畑町兎沢17-7	大畑中学校 0175-34-4372	高層建築物無 市道兎沢・関根橋線 沿い	照明設備無
正津川小学校グラウンド	大畑町正津川平 204	正津川小学校 0175-34-2270	国道279号沿い	照明設備無
旧二枚橋小学校グラウン ド	大畑町釣屋浜 22-72	大畑庁舎管理課 0175-34-2111	高層建築物無 高台に有り	照明設備無
旧小目名小学校グラウンド	大畑町小目名 家ノ下1	大畑庁舎管理課 0175-34-2111	高層建築物無 県道恐山公園大畑線 沿い	照明設備無
あさひな丘陸上競技場	大畑町涌館19-1	あさひな丘プール管理棟 0175-34-6810	高層建築物無 国道279号そば 高台に有り	※ 照明設備無
小沢地区公民館広場	脇野沢小サ沢1-9	脇野沢公民館 0175-44-2110	高層建築物無 陸奥湾沿いの 高台に有り	照明設備無
滝山倉庫	脇野沢滝山315	管理課長 0175-44-2111	ドコモの電波塔あり 高台に有り	照明設備無
脇野沢総合運動場	脇野沢瀬野川目 152	脇野沢庁舎市民生活課 0175-44-2111	高層建築物無 高台に有り	照明設備有

(注) ※印は、県防災ヘリコプター「しらかみ」の飛行場外離着陸場その他は、予備的位置付けのヘリコプター離着陸場

資料 70 緊急車両保有状況

所有者	登録番号	保管場所	車種	台数
水道課	5 0 0 4	上下水道局車庫	青森800す 4 0 7	1
水道課	5 7 2 1	上下水道局車庫	青森800す 3 8 9 1	1
水道課	6 1 6 9	上下水道局車庫	青森800す 6 4 7 3	1
水道課	6 2 8 9	上下水道局車庫	青森800す 3 8 9 1	1
水道課	5 6 4 1	上下水道局車庫	青森800す 3 5 4 7	1
水道課	5 1 3 4	上下水道局車庫	青森800す 1 0 1 8	1
水道課	5 1 6 9	上下水道局車庫	青森800す 1 2 0 6	1

資料 71 関係法令に基づく従事命令等の対象となる業務

技術者等の従事命令等

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生、防範又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市長)	災害対策基本法 第71条第1項 (第72条第2項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 准看護師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技師 救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれららの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式県施行細則 第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事 東北運輸局長	災害救助法 第7条第1項	従事命令	輸送関係者 (1の(6)から(10)に掲げる者)	公用令書を交付	県施行細則に定める額を支給	
			災害救助法 第7条第2項	協力命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市長 警察官 海上保安官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
			災害対策基本法 第65条第2項	従事				
			災害対策基本法 第65条第3項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
4	消防作業	消防団員 消防団員	消防法 第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

資料 72 防疫用薬剤の調達業者一覧

取扱業者名	所在地	電話番号	備考
株式会社バイタルネット 十和田支店むつ出張所	大字田名部字前田5-8	0175-34-9200	
東邦薬品株式会社むつ営業所	新町45-12	0175-22-3264	
株式会社メディセオむつ支店	小川町一丁目-1-10	0175-23-2841	

資料 73 収集運搬資機材の調達業者一覧

区分	名称	責任者又は代表者	所在地	電話(0175)	清掃資機材(台)		
					ごみ収集運搬車	汲取車	その他
委託業者	アズマ産業	東 健太	新町40-3	22-0460	1		1
	(株)新谷水道工業所	新谷 照子	金谷二丁目5-7	22-2904	5		6
	(有)ホクセイ	川嶋 隆夫	苫生町一丁目12-7	22-6636	2		1
	(有)川西商会	川西 竜	金曲一丁目11-20	22-2176	4		9
	(有)グルッパ	今 武	中央二丁目26-27	29-3988	2		3
	(株)佐藤組	佐藤 康子	大湊新町35-3	24-1337	1		
	谷川環境衛生開発(株)	谷川 聡	新町41-1	22-2659	1		6
	(有)チャーター運送	村中 大介	田名部字大平沢14	23-4420			1
	斗南クリーン	蝦名 秀男	田名部字斗南岡9-332	23-6543	1		1
	のへじ清掃	野辺地 春彦	関根字前浜44-35	25-2752	2		
	(有)浜道清掃社	川崎 拓應	金谷一丁目14-43	23-3088	5		3
	(株)東通運輸	舘 進	大曲三丁目13-8	22-3911	2		1 5
	むつ清掃管理	齊藤 勝彦	川守町6-27	31-0298	1		
	(有)むつ中央トラック	横田 俊行	奥内字中道23	26-2365	1		7
	むつボトラーズ	山中 長治	城ヶ沢字大川迎14-1	24-1157			1
	(有)本木清掃社	本木 恭子	関根字出戸川目136-6	25-2205	3		
	(株)ゆうあいむつ	成田 光子	田名部字品ノ木34-132	22-2415	2		3
	リサイクルショップ大館	大館 京子	田名部字槌川目27-1	22-7695	2		1
	(有)川内清運	佐藤 徳光	川内町休所42-236	42-4201	3		1
	(有)エンジニアリング下北	菊池 利行	大畑町湊村165-11	45-3610	2		1
	大畑加工冷蔵協同組合	畑山 勝治	大畑町鳥谷場178-2	34-2131			1
	大畑クリーン産業(有)	高橋 範男	大畑町湯坂下28-1	34-2641	2		1
	(有)環境衛生下北開発	佐藤 紀寿	大畑町上野95-1	34-2912	3		1
	(株)クィンサービスあすなろ	堺 孝悦	大畑町中島41	34-2528	2		1
	北進運輸	道川 貞徳	大畑町八幡湯坂2-175	34-3036	7		4
(株)環境社	谷川 聡	脇野沢本村6	44-3159	2		1	
磯谷商会	磯谷 眞行	大畑町湊村94-1	34-2716			2	
むつ資源リサイクル(株)	安東 輝	奥内字今泉146-2	26-2080	1		2	
し尿収集運搬許可業者	谷川環境衛生開発(株)	谷川 聡	新町41-1	22-2659		7	1
	(有)下北環境保全	菊池 陽子	横迎町一丁目 11-7	22-1834		7	1
	(有)川内清掃社	佐藤 徳光	川内町休所42-236	42-2406		2	
	(有)環境衛生下北開発	佐藤 紀寿	大畑町上野95-1	34-2912		5	
	(株)環境社	谷川 聡	脇野沢本村6	44-3159		1	

資料 74 教育施設の現況

小学校

令和5年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	応急教室数(特別教室)	教諭数		児童数	屋内体育施設面積(m ²)	応急の教育時収容可能人員数
				男	女			
1 第一田名部	柳町二丁目7-1	15	17	9	12	317	747	560
2 第二田名部	小川町一丁目18-10	18	26	8	16	397	977	840
3 苫生	金曲一丁目5-10	22	8	8	23	479	950	360
4 第三田名部	田名部赤川ノ内並木14-196	13	10	6	11	230	1,239	440
5 奥内	奥内字中野40	5	10	2	6	13	1,111	320
6 関根	関根字北関根100-1	6	8	4	5	49	1,040	280
7 大平	大平町8-6	19	14	8	15	413	1,303	440
8 大湊	大湊上町43-32	8	12	6	8	85	1,425	440
9 川内	川内町休所5-1	7	10	6	8	77	1,129	440
10 大畑	大畑町伊勢堂1-1	9	26	5	9	188	1,330	800
11 正津川	大畑町正津川平114-20	4	9	3	3	9	825	240
12 脇野沢	脇野沢瀬野川目85-2	4	11	3	2	10	1,180	440

中学校

令和5年5月1日現在

学校名	所在地	学級数	応急教室数(特別教室)	教諭数		生徒数	屋内体育施設面積(m ²)	応急の教育時収容可能人員数
				男	女			
1 田名部	緑町22-8	25	22	28	16	623	2,033	840
2 むつ	栗山町17-2	8	16	8	8	165	1,374	600
3 近川	奥内字江豚沢1-2	4	9	4	4	17	1,080	360
4 関根	関根字北関根100-1	3	10	4	3	32	397	400
5 大平	並川町2-4	9	13	8	7	214	1,393	560
6 大湊	桜木町19-1	4	17	4	6	45	1,294	640
7 川内	川内町休所5-1	5	16	8	5	67	1,179	760
8 大畑	大畑町兎沢17-7	6	24	8	9	108	1,562	840
9 脇野沢	脇野沢瀬野川目85-2	1	14	3	0	6	1,180	440

高等学校

令和5年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	応急教室数 (特別教室)	教諭数		生徒数	屋内体育施設 面積 (㎡)	応急の教育 時収容可能 人員数
				男	女			
1 田名部	海老川町6-18	15	9	44	30	604	1,608	360
2 むつ工業	文京町22-7	9	10	31	7	258	1,499	400
3 大湊	大湊字大近川44-84	13	8	29	15	408	1,584	320

学校以外の教育施設等の状況

平成30年5月1日現在

施設名	所在地	施設概況	備考
下北文化会館	金谷一丁目10-1	RC 2階建、床面積 9,997㎡	
中央公民館	大湊浜町13-1	RC 3階建、床面積 1,647㎡	
むつ市立図書館	中央二丁目3-10	RC、床面積 3,239㎡	
教育研修センター	小川町一丁目19-1	RC一部2階建、床面積 1,028㎡	
むつ市総合アリーナ	真砂町地内	※2020年度供用開始予定	
むつ市海と森ふれあい体験館	川内町川内477	木造及びS一部3階建、床面積 473㎡	
川内公民館	川内町楯木153	RC 2階建、床面積 1,741㎡	
川内体育館	川内町楯木153	S、床面積 1,310㎡	
大畑公民館	大畑町中島108-5	木造2階建、床面積 1,302㎡	
大畑体育館	大畑町中島108-5	S、床面積 1,547㎡	
脇野沢公民館	脇野沢渡向107-1	RC、床面積 1,390㎡	
脇野沢地域交流センター (アリーナ)	脇野沢渡向107-1	RC、床面積 464㎡	

※ RC：鉄筋コンクリート構造 S：鉄骨構造 CB：コンクリートブロック構造

資料 75 教材、文具等の調達先

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量				備考
			ノート	鉛筆	定規	運動靴	
弘前屋	川内町川内303	0175-42-2646	必要に応じて、調達する				
(株) 村井商店	大湊浜町14-9	0175-24-1251					
(株) 金入むつ営業所	新町27-9	0175-33-3361					
(株) 東京堂	小川町1-9-25	0175-22-3241					

資料 76 水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保を図るための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境生活部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境生活部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境生活部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通報するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

(1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。

(2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被災側の市町村の負担とする。

(3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被災側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県環境生活部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

水道災害相互応援協定細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、水道災害相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策の樹立)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から被災現地の指揮を命ぜられた者は、ただちに被災市町村に直行し、当該水道災害対策責任者と協議して現地の情勢に応じた対策を立てるものとする。

(現地指導技術者としての職員の派遣の要請)

第3条 被災現地の指揮者は、前条の対策を遂行するため必要があると認められるときは、各市町村の水道事業責任者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

(水道事業者及び水道工事業者に対する救援要請)

第4条 被災現地の指揮者は、第2条の対策を遂行するため、あらかじめ登録された水道事業者及び水道工事業者に対して、技術者及び配管技工の救援要請並びに資材、機械器具、運搬給水器具等の現地搬入要請をすることができる。

(応援隊の完全装備)

第5条 協定第6条第2項及びこの細則第3条の規定に基づき応援要請を受けた職員は、完全作業態勢の服装を整え、食糧、天幕、寝袋（毛布）、電灯、工具一式、その他衣類日用品等を携行するものとする。

第6条 事務局長は、毎年4月及び10月に各市町村の緊急備蓄資材表及び運搬給水器具並びに水道事業者及び工事業者作業能力調査表を作成し、各市町村に配付するものとする。

2 事務局長は、第3条に規定する現地指導技術者については、あらかじめその名簿を作成しておかなければならない。

(その他の事項)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、救援本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

資料 77 大湊飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制の整備に関する協定

青森県、むつ市、青森県警察、青森海上保安部、下北地域広域行政事務組合消防本部及び海上自衛隊大湊地方総監部（以下「関係機関」という。）は、大湊飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「事故等」という。）が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

（連絡責任者の指定）

第1条 関係機関の長は、事故等発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、海上自衛隊大湊地方総監部に通知するものとする。

2 海上自衛隊大湊地方総監部は、前項の通知を受けたときは、事故等発生時の連絡責任者名簿（別紙様式）を作成の上、関係機関の長に送付するものとする。

3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

（事故等発生時の通報）

第2条 連絡責任者は、事故等が発生した事実を知ったときは、直ちに海上自衛隊大湊地方総監部（以下「自衛隊」という。）の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署（青森県警察本部を含む。）、青森海上保安部（以下「海上保安部」という。海上において発生した事故の場合に限る。）及び下北地域広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）の連絡責任者に通報するものとする。

2 自衛隊の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。

3 通報の連絡は、別図に掲げる系統図によるものとする。

4 通報内容は、次の事項について行うものとする。

（1）事故の態様（墜落、不時着、器物落下等の別）

（2）日時及び場所

（3）航空機の特徴（型式、機番号、乗員数、積載燃料、弾薬積載の有無等）

（4）被災現場の状況（周辺の状況、人身及び財産の被害状況、被害者の救急救助措置の有無等）

（5）その他必要事項

（現場連絡所の設置）

第3条 自衛隊は、事故等により関係機関の連絡調整を円滑にするため必要があると認めた場合は、関係機関の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関は、現場連絡所として適当な施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、現場連絡所設置者から、所要の措置について要請があった場合は、これに協力するものとする。

（被害者の救急救助）

第4条 消防本部又は海上保安部が被害者の救急救助を行う場合において、当該機関から要請があったときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

（消防等の被害拡大防止）

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

（現場の管理）

第6条 青森県警察（以下「警察」という。）、消防本部又は海上保安部が現場保存及び警備を行う場合において、要請があったときは、自衛隊はこれに協力するものとする。

（事故機乗員の捜索及び救助）

第7条 警察、消防本部、海上保安部及び自衛隊の各機関が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、要請があったときは、関係機関はこれに協力するものとする。

(調査の協力)

第8条 自衛隊が事故等に関する被害調査等を行う場合は、警察及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて、現場立入り等に協力するものとする。

(細部協定の締結)

第9条 関係機関が第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨自衛隊に通知し、自衛隊は関係機関に通知するものとする。

(協定の改正)

第10条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関の協議により、いつでも改正することができる。

(協議会の開催)

第11条 この協定の円滑な運営を図るため、関係機関は必要に応じ協議会を開催することができる。

2 協議会の開催の細部については、関係機関相互の調整による。

附 則

1 この協定は、昭和55年4月12日から実施する。

2 この協定は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

3 この協定は、平成17年3月14日から実施する。

(市町村合併に伴う改正)

協 定 当 事 者 官 職

青 森 県 知 事

青 森 県 警 察 本 部 長

青 森 海 上 保 安 部 長

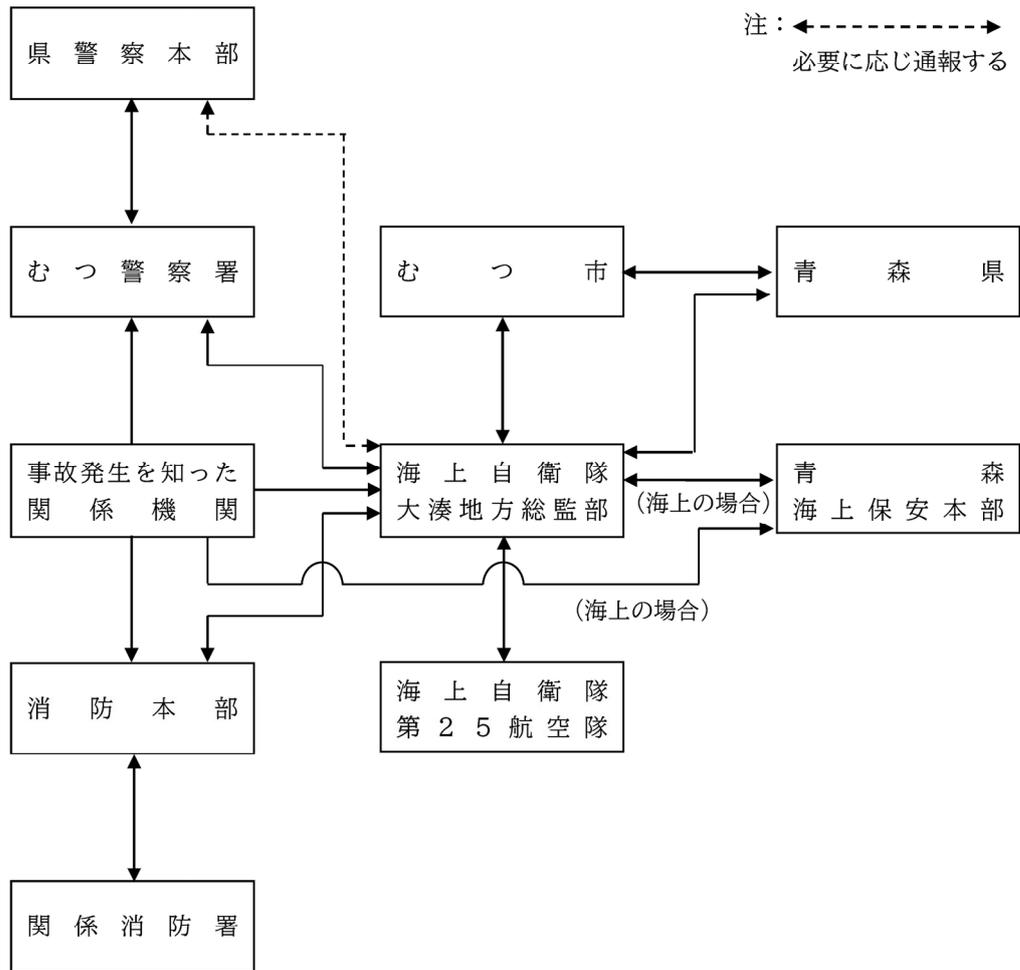
む つ 市 長

下北地域広域行政事務組合

消 防 本 部 消 防 長

海上自衛隊大湊地方総監

別 図
事故等発生時の連絡・通報系統図



資料 78 消防相互応援協定書（隣接事務組合間）

（協定）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、下北地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と野辺地・平内地区消防事務組合（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第2条 この協定は、大規模災害及び産業災害時等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、組合相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域及び対象）

第3条 この協定の実施区域は、むつ市、横浜町、六ヶ所村及び東通村とする。

（災害の範囲）

第4条 この協定において、災害とは大規模又は特殊火災及び突発的災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

1 普通応援

（1）火災出動

協定組合に接する区域及び当該地域周辺部で、災害が発生した場合に発生地の管理者又は消防長の要請を待たずに出動する応援

（2）救急出動

協定組合に通ずる道路（主として国道279号線及び338号線をいう。）において救急事故が発生した場合に、発生地の消防長の要請を待たずに出動する応援

2 特別応援

協定組合の区域内に災害が発生した場合には、発生地の管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第6条 応援の要請は、災害発生地の管理者又は消防長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の管理者又は消防長に対して行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害発生の場所

（3）所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数

（4）応援隊要領（誘導員配置場所）

（5）その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 前条の規定により、応援要請を受けた管理者又は消防長は、当該組合区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の管理者又は消防長は、応援隊を派遣したときは出動時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着時刻等を受援側管理者又は消防長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第8条 受援組合の消防長及び消防署長は、受領場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の規定に基づき、受援組合の消防長又は消防署長が、応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対し行うことができる。

（応援隊の報告）

第10条 応援隊の長は、消防行動についてすみやかに受援組合の消防長又は消防署長に報告するものとする。

(費用の負担)

第11条 応援に対する費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する経常的経費は、応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援組合の負担とする。

(改 廃)

第12条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委 任)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要事項は関係組合の消防長が協議のうえ定める。

(協定書の保管)

第14条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定管理者が記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、昭和56年4月1日から施行する。

協 定 者

甲 下北地域広域行政事務組合
管 理 者 む つ 市 長

乙 野辺地・平内地区消防事務組合
管 理 者 野 辺 地 町 長

※ 平成8年4月1日に「野辺地・平内地区消防事務組合」を「北部上北広域事務組合」に名称変更している。

資料 79 消防相互応援協定書（むつ下北地区内）

（目的）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、下北地域広域行政事務組合、下北郡各市町村、上北郡横浜町及び同六ヶ所村（以下「市町村」という。）との間に消防団相互応援に関して協定を締結し、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村相互間の消防力を活用して地域住民の生活の安全を確保することを目的とする。

（応援の区分）

第2条 この協定による応援は、次の各号による。

（1）普通応援

隣接市町村の境界周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

（2）特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援

（特別応援の要請）

第3条 特別応援の要請は、次の事項を明確にし電話その他の方法により要請するものとする。

（1）災害の種別及び災害の発生場所

（2）応援に要する所有人員、機械器具、消火薬剤等の種別員数

（3）活動内容及び集結地

（4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援隊の派遣は、次の各号により当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において直ちに 行うものとする。

（1）普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ車1台）とする。ただし、災害の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

（2）特別応援は、市町村長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ、応援隊の規模を決定するものとする。
2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、応援隊の長及び規模、到着予定時刻、その他必要な事項を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を速やかに受援市町村長に 通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援出動した応援隊は、受援市町村の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（応援隊の報告義務）

第6条 応援隊の長は、現場到着、応援活動の状況及び現場引揚げを現地本部総指揮者に報告するものとする。

（現場見取図の設置）

第7条 現地本部には、防火水そう、消火栓、道路、主要官公庁、病院及び危険地帯（危険物製造所、危険物貯蔵取扱所、LPG施設等）を明示した見取図を備えなければならない。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、次の各号により負担するものとする。

（1）応援市町村の負担する経費

イ 機械機具の小破損の修理

ロ 燃料及び被服の補修

ハ 災害補償

ニ 出動手当

（2）受援市町村の負担する経費

イ 機械資材の調達、立替

ロ 救急治療の経費

ハ 補食

ニ 第三者に対する損害補償（出動、帰路途上を除く。）

2 前項各号以外の経費の負担については、関係市町村間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(改 廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和58年11月1日から施行する。
- 2 従前の市町村間の消防相互応援協定は、廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、協定市町村長が記名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和58年10月22日

下北地域広域行政事務組合管理者むつ市長

下北地域広域行政事務組合副管理者大間町長

川 内 町 長

大 畑 町 長

東 通 村 長

風 間 浦 村 長

佐 井 村 長

脇 野 沢 村 長

横 浜 町 長

六 ヶ 所 村 長

※ 平成17年3月14日の市町村合併により「川内町」、「大畑町」及び「脇野沢村」はむつ市に編入している。

資料 80 青森県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

(1) 青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内

(2) 弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

(3) 八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、
三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

- ア 弘前地区消防事務組合消防本部
- イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

- ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
- イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
- ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

- (1) 第1要請
同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請
- (2) 第2要請
他地域ブロックの市町村等に対する応援要請
- (3) 第3要請
県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

- (1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
 - イ 車両及び機械器具の修理費
 - ウ 旅費及び出動手当等の人件費
 - エ 公務災害補償に要する経費
 - オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等
- (3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。
- (4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。
- (5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

平成28年2月24日

資料 81 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援を実施した市町村が負担する経費
 - イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
 - ロ 応援人員の手当等に関する経費
 - ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
 - ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
 - ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途中において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時に必要な物資の備蓄
- (2) 定期的な訓練の実施
- (3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

資料 82 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第2条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第4条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項に記載した文書（別記様式1）を事務局に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、医療職、技能職の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
- (2) 第2次体制 全会員市町村

(実施)

第8条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会委員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第4号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

別表(第2条関係)

泊村 大間町 東通村 女川町 石巻市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町
富岡町 檜葉町 東海村 御前崎市 刈羽村 柏崎市 志賀町 敦賀町 美浜町
おおい町 高浜町 松江市 伊方町 玄海町 薩摩川内市
神恵内村 共和町 岩内町 六ヶ所村 余呉町 西浅井市 高島市

むつ 4 5 0 ~ 3 3
平成21年6月1日

全国原子力発電所所在市町村協議会長 殿

むつ市長 宮下 順一郎

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援については次のとおりです。

1 「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」の趣旨に

- 賛同します
 賛同しません

2 連絡担当部局（賛同すると答えた市町村）

市町村名	むつ市
連絡担当部局	総務部防災調整課
所在地	青森県むつ市金谷一丁目1番1号
電話（代表）	0175-22-1111 内線151、152
電話（直通）	なし
FAX（代表）	0175-23-5178
FAX（直通）	なし
E-mail	mt-bousai@city.mutsu.lg.jp

資料 83 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、むつ市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) むつ市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- (2) むつ市災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- (3) その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年2月24日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長

乙 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長

資料 84 原子力災害時応援協定

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村（以下「協定市町村」という。）は、原子力関連施設を有する又は隣接する市町村として、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 12 号の規定に基づき、原子力災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定市町村のいずれかの地域において原子力災害により被災した協定市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急対策が実施できない場合に、被災市町村の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 被災市町村が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の確保
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 児童、生徒の受入
- (7) ボランティア等の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 3 条 応援を要請する被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話又はその他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職務の内容及び人員
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第 6 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学校名、学年、人数、責任者職氏名
- (6) 応援場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第 4 条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援市町村が負担するものとし、他の経費については被災市町村の負担を原則とする。ただし、本協定の趣旨も踏まえ、費用負担の具体的な内容は、被害の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協定市町村が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第 6 条 第 3 条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第 7 条 協定市町村は、原子力災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村と連絡が取れない場合で、応援市町村が認めたときは、被災市町村の被害状況を把握するため、速やかに情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町村の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第 3 条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。

ただし、この場合の経費の負担については、第 5 条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定市町村は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を8通作成し、各市町村長が押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

むつ市長	宮下順一郎
大間町長	金澤満春
東通村長	越善靖夫
風間浦村長	飯田浩一
佐井村長	太田健一
野辺地町長	中谷純逸
横浜町長	野坂充
六ヶ所村長	古川健治

資料 85 全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定書

全国伝統地名（旧国名）市町のうち、災害時における相互支援の主旨に賛同する市町（以下「市町」という。）は、市町において地震、風水害、原子力発電所の事故等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生じた場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 支援を受けようとする被災市町は、次の各号に定める事項を明らかにし、第6条に定める災害支援本部にファクシミリ等により要請するとともに、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる支援に要する品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる職員の人員数
- (4) 支援隊の集結場所及びその経路
- (5) 支援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のないかぎり、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、原則として支援を要請した市町の負担とする。ただし、特別な事情により負担が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（災害支援本部及び業務）

第6条 市町において大規模な災害が発生した場合は、協定を締結した市町に各々災害支援本部（以下「本部」という。）を設置し、被災市町の情報の収集や支援方法等の決定を行うものとする。

- 2 本部は、相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るものとする。
- 3 前2項を行うため、市町は毎年度4月中旬に窓口となる連絡先を相互に交換することとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成25年9月1日から2年間とする。ただし、市町から期間満了の1年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに2年間有効とし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月1日

青森県むつ市長

兵庫県播磨町長

三重県志摩市長

岡山県美作市長

京都府京丹後市長

山口県長門市長

大阪府摂津市長

徳島県阿波市長

大阪府和泉市長

愛媛県伊予市長

資料 86 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(協定市町村)

第2条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

(連絡の窓口)

第3条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援・支援の内容)

第4条 応援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- (5) 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的応援)

第6条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第7条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

(情報交換)

第9条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年7月27日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

(別記)

災害時相互協定加盟自治体

平成 24 年(2012 年)7 月 27 日現在

県名	市町村名	住所	担当部局
宮城県	登米市	宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番 1	総務部防災課
秋田県	由利本荘市	秋田県由利本荘市尾崎 17	総務部危機管理課
秋田県	大潟村	秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 - 1	住民生活課
福島県	喜多方市	福島県喜多方市字御清水東 7244-2	市民部生活環境課
茨城県	潮来市	茨城県潮来市辻 626	総務課市民安心安全室
埼玉県	戸田市	埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号	総務部危機管理防災課
千葉県	香取市	千葉県香取市佐原口 2127	総務部総務課
新潟県	阿賀町	新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地	消防防災係
富山県	南砺市	富山県南砺市苗島 4880	総務部総務課消防防災係
福井県	美浜町	福井県三方郡美浜町郷市 25-25	総務課防災安全室
山梨県	富士河口湖町	山梨県富士河口湖町 1700 番地	総務課防災係
長野県	下諏訪町	長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8	総務課危機管理室
岐阜県	川辺町	岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4	総務企画課
岐阜県	海津市	岐阜県海津市海津町福岡 460-2	消防本部消防課
愛知県	愛西市	愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地	総務部安全対策課
愛知県	東郷町	愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1	総務部安全安心課
愛知県	高浜市	愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2	都市政策部都市防災グループ
三重県	大台町	三重県多気郡大台町佐原 750	総務課
兵庫県	豊岡市	兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号	総務部防災課
兵庫県	加古川市	兵庫県加古川市加古川町北在家 2000	総務部危機管理室
福岡県	遠賀町	福岡県遠賀町大字今古賀 513	総務課庶務係
熊本県	菊池市	熊本県菊池市隈府 888 番地	市民環境部防災交通課
大分県	日田市	大分県日田市田島 2-6-1	総務部防災・危機管理室
鹿児島県	薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号	総務部防災安全課

加盟数 24 市町村

資料 87 災害応援協定等の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時等における応急復旧活動の協力に関する協定	平成 17 年 7 月 1 日	むつ管工事組合／むつ市上下水道局	水道施設の復旧
水道用薬品の調達に関する協定	平成 20 年 4 月 1 日	(株)東酸大湊営業所／むつ市上下水道局	災害時における水道用薬品の調達
災害時における車両等障害物除去の協力に関する協定	平成 20 年 4 月 25 日	青森県自動車整備むつ協議会／むつ市	障害物の除去に必要な器具及び機械類等の提供と操作
災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	平成 20 年 10 月 15 日	青森県石油商業組合下北支部／むつ市	石油類の備蓄及び供給
災害時における物資の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	(株)マエダ／むつ市	食料品等の物資の調達及び供給
災害時における物資の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	(株)むつ松木屋／むつ市	食料品等の物資の調達及び供給
災害時における物資の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	(有)ファミリーマートさとう／むつ市	食料品等の物資の調達及び供給
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	サントリーフーズ(株)／むつ市	飲料水の調達及び供給
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	みちのくコカ・コーラボトリング(株)／むつ市	飲料水の調達及び供給
災害時における医薬品の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	(株)ツルハホールディングス(ツルハドラッグ)／むつ市	応急処置に係る医薬品の供給
災害時における医薬品の供給に関する協定	平成 21 年 6 月 5 日	(株)横浜ファーマシー(スーパードラッグアサヒ)／むつ市	応急処置に係る医薬品の供給
災害時の電力設備復旧等に関する協定	令和 2 年 8 月 3 日	東北電力ネットワーク(株)むつ電力センター／むつ市	停電時の電力設備の復旧
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成 21 年 9 月 24 日	みちのくコカ・コーラボトリング(株)／むつ市	災害時に飲料製品を無償で提供する災害救援ベンダーの使用
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成 23 年 5 月 16 日	東日本電信電話(株)青森支店／むつ市	通信設備の復旧、重要通信の確保
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	医療法人章士会／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	医療法人明仁会／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	医療法人顕仁会／むつ市	災害時要援護者の避
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	社会福祉法人桜木会／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	社会福祉法人青森社会福祉振興団／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	社会福祉法人光仁会／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	社会福祉法人八千代会／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	社会福祉法人三恵会／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 23 年 6 月 1 日	(株)イリエ／むつ市	災害時要援護者の避難
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和 4 年 4 月 1 日	一般社団法人公済会むつりハビリテーション病院／むつ市	避難行動要支援者の避難
災害時における電気設備等の復旧の協力に関する協定	平成 23 年 6 月 3 日	下北郡電気工事工業協同組合／むつ市	公共施設等の電気設備等の復旧
災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定	平成 24 年 3 月 22 日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店／むつ市	通信設備の復旧、重要通信の確保
災害時における資機材リースの協力に関する協定	平成 24 年 7 月 13 日	日本建設機械レンタル協会むつ支部／むつ市	応急処置に係る資機材のリース

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時における災害家庭ごみの収集運搬等の協力に関する協定	平成 24 年 10 月 30 日	むつ市下北清掃事業連合会 /むつ市	災害家庭ごみの撤収及び収集運搬
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成 26 年 5 月 13 日	(一社)青森県エルピーガス協会 /むつ市	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時における応急対策業務に関する協定	平成 26 年 9 月 18 日	青森県測量設計業協会 /むつ市	災害応急対策業務に関する調査、測量、設計、その他災害復旧に係る業務
むつ市の避難所等情報提供に関する協定	平成 27 年 2 月 12 日	三井住友海上火災、ファーストメディア(株)/むつ市	避難所等の情報提供
災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	平成 27 年 4 月 1 日	三本コーヒー(株) /むつ市	災害時に飲料製品を無償で提供する災害救援ベンダーの使用
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(一社)日本福祉用具供給協会 /むつ市	福祉用具等物資の供給
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(一社)公済会 /むつ市	福祉用具等物資の供給
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(株)シルバーサービス /むつ市	福祉用具等物資の供給
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(株)ニチイ学館ニチイケアセンターむつ中央 /むつ市	福祉用具等物資の供給
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(有)関商店 /むつ市	福祉用具等物資の供給
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(有)アトムスプランニング /むつ市	福祉用具等物資の供給
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	平成 28 年 3 月 10 日	(有)くらしの衣料たけお /むつ市	福祉用具等物資の供給
大規模災害時における物資輸送に関する協定	平成 28 年 7 月 21 日	青森県トラック協会下北支部 /むつ市	物資の輸送及び物資の輸送に付する業務
災害時における災害家庭ごみの収集運搬等の協力に関する協定	平成 28 年 8 月 9 日	むつ下北清掃事業協同組合 /むつ市	災害家庭ごみの撤去及び収集運搬
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成 29 年 3 月 9 日	下北建設業協会 /むつ市	応急対策業務
大規模災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成 30 年 3 月 9 日	(一社)青森県解体工事業協会東青支部 /青森市	建築物等の解体撤去
災害時における物資の供給に関する協定	平成 30 年 5 月 18 日	ミニストップ(株) /むつ市	食料品等の物資の調達及び供給
災害時における諸材料調達に関する協定	令和 2 年 3 月 24 日	(株)ワイエス管材 /むつ市上下水道局	災害時における諸材料の調達
災害時における諸材料調達に関する協定	令和 2 年 3 月 24 日	北新機材(株) /むつ市上下水道局	災害時における諸材料の調達
災害時における諸材料調達に関する協定	令和 2 年 3 月 24 日	(株)協立機工商会むつ営業所 /むつ市上下水道局	災害時における諸材料の調達
災害時における諸材料調達に関する協定	令和 2 年 3 月 24 日	(株)角弘むつ支店 /むつ市上下水道局	災害時における諸材料の調達
災害時における諸材料調達に関する協定	令和 2 年 3 月 24 日	山大機電(株)むつ営業所 /むつ市上下水道局	災害時における諸材料の調達
災害時等における支援協力に関する協定	令和 5 年 2 月 21 日	株式会社サンデー /むつ市	支援物資の供給
災害時等における物資輸送等に関する協定	令和 5 年 2 月 20 日	北東北福山通運株式会社 /むつ市	物資の輸送

資料 88 警戒積雪深一覽

観測地点	むつ	佐井	大間	大畑	川内	近川	脇野沢
警戒深 (cm)	80	50	50	70	90	65	80
観測地点	老部	畑	風間浦	川内野平	尻労	薬研	—
警戒深 (cm)	55	130	60	140	50	140	—

第2章 様式編

様式1 被害者実態調査票

被害者実態調査票(個票)		調査月日		年		月		日		時		分	
町会名		調査員氏名 立会人氏名											
世帯主等氏名		住		所		職		業		事業を営んでいるとき		従業員数	
世帯主		(電話)		むつ市						事業内容			
所有者		(電話)											
被害状況		家族の氏名		続柄		年齢		職業又は学校名		世帯内訳		課税状況	
死者		行方不明		重傷		軽傷		保護世帯		障害世帯		老人世帯	
人		人		人		人		人		人		母子世帯	
種類		住家		非住家						要保護世帯		その他の世帯	
被害の区分		1 全壊(焼)		1 全壊(焼)		2 半壊(焼)		2 半壊(焼)		3 流失		3 流失	
(○印をつける)		3 流失		4 一部破損		4 一部破損		5 床上浸水		5 床上浸水		5 床上浸水	
棟数		1~49cm		50~99cm		100cm以上		6 床下浸水		6 床下浸水		6 床下浸水	
所有		自家		借家		間借		棟		棟		棟	
建物用途		□専用住宅		□併用住宅		□その他()		□RC		□木造		□鉄骨	
建築年次		明・大・昭・平成		年		月		日		1階		2階	
増築等		明・大・昭・平成		年		月		日		3階		階建て	
備考		◎再調査		有		無		◎被害認定		◎状況報告		◎課税均等割	
主要構造部の損傷率(%)		0		□		□		□		□		□	
被害認定		損傷無し		損傷		一部損傷		20%未満		50%未満		50%以上	
被害認定		損傷無し		損傷		一部損傷		20%未満		50%未満		50%以上	

様式2 被害者名簿

年 月 日 時 分 担当者

番号	町会名	世帯主氏名	住 所	人 員	住 家				非 住 家			その他
					損 傷	浸 水		損 傷	浸 水	水		
						全 部 一 部	所 有				床 上	
計												

(注) 全部 → 全焼、全壊、流失
 所有 → 自家、借家、間借
 一部 → 半焼、半壊、一部破損
 その他 → 人的被害、家畜の被害、その他

様式3 被害状況即報・確定報告

市 町 村		む つ 市		区 分		被 害		
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha		
報 告 番 号		第 (月 日 時現在)			畑	冠 水	ha	
報 告 者 名						そ	流失・埋没	ha
					の		冠 水	ha
区 分		被 害		他		文教施設	箇所	
人 的 被 害	死 者	人			病 院	箇所		
	行方不明者	人		道 路	箇所			
	負傷者	重 傷	人		橋りょう	箇所		
		軽 傷	人		河 川	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		港 湾	箇所		
			世帯		砂 防	箇所		
			人		清 掃 施 設	箇所		
	半 壊		棟		崖くずれ	箇所		
			世帯		鉄道不通	箇所		
			人		被害船舶	隻		
	一 部 破 損		棟		水 道	戸		
			世帯		電 話	回線		
			人		電 気	戸		
	床 上 浸 水		棟		ガ ス	戸		
			世帯		ブロック塀等	箇所		
			人					
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害		市 対 町 策 村 本 災 部 害	名 称			
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解 散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
そ の 他	農産被害	千円		災害救助法の 適用の有無	有	無		
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他	千円			消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

※即報の場合は、被害額は省略することができるものとする。

様式4 被害状況調

[災害発生年月日]
[災害対策本部設置年月日]

区分		人的被害				住家の被害								非住家の被害(棟)												
		死亡	行方不明	負傷			全壊(焼)流失	半壊(焼)	一部破損	床浸水	床浸水	一部損	床上水		床上水	床浸水	下水									
重傷	軽傷			小計	全壊(焼)流失	半壊(焼)								一部破損				床下浸水	床上浸水	床下浸水	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員	世帯人員
月	日	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	

様式5 救助の実施状況

区	分	月 時 分 現在	日 時 分 現在	月 時 分 発(受)	日 時 分 発(受)
		信者名	日 時 分 現在	日 時 分 現在	日 時 分 現在
避難所	避難所	簡所数 (簡所)	収容実人員 (人)	完成戸数 (戸)	設置戸数 (戸)
		炊出し	給食実人員 (人)	飲料水	給水車台数 (台)
被服・寝具等	被服・寝具等	世帯数 (世帯)	被服 (点)	寝具 (点)	その他 (点)
		医療及び助産	医療機関 (機関)	医療班 (班)	分べん者数 (人)
			救出	救出人員 (人)	行方不明 (人)
		学用品	学用品	小学生 (人)	中学生 (人)
埋葬	埋葬数 (体)			死体の捜索・処理	処理数 (体)
障害物の除去	障害物の除去	象帯	対世帯数 (世帯)	理葬	理葬数 (体)
		理葬	理葬数 (体)	死体の捜索・処理	処理数 (体)

様式6 医療施設被害

む つ 市
月 日 時現在

被 害 設 施 名	被 害 の 程 度							被 害 金 額 (千円)
	全 壊	半 壊	全 焼	半 焼	流 失	浸 水	その他	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
計								

様式7 環境衛生施設被害

む つ 市
月 日 時現在

区分 施設名	被害内容	被害額(千円)
計		

様式8 水道施設被害

む つ 市
月 日 時現在

区分 施設名	被害内容	被害額(千円)
計		

(注)被害内容には上水道、簡易水道ごとに、かつその被害程度を記入する。

様式9 水稻被害

水害 地区名	作付 面積 ha	被害面積		被害 減量 t	単価 円	被害額 千円	埋没・決壊		土砂侵入		冠水						浸被面積 ha	被害農家 戸数 戸	うち被害 率30%以 上の被害 農家 戸	む 日 つ 時現在		
		計 ha	うち 被害率 30%以 上 ha				被害 面積 ha	被害 量 t	被害 面積 ha	被害 量 t	被害 面積 ha	被害 量 t	冠水期間								冠 中 水	被害 量 t
													1日 未満	1～ 2日	3～ 4日	5～ 6日						
◎	△	◎		△	△	△	()	◎	()	◎	()	()	()	()	()	()	()	◎	△	△		

- (注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。
- 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあとでも差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
- 3 被害面積等の上段()には、被害率を記入する。
- 4 被害様相は次の区分による。
- ① 埋没・決壊 …… 土砂が畦畔の高さを超えて堆積したものと及び耕土が流失したもの
 - ② 土砂流入 …… 土砂の流入が畦畔の高さまで達しないもの
 - ③ 冠水 …… 稲が全部水中に没したもの
 - ④ 浸水 …… 水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水に至らないもの

様式 10 水稻被害

地区名	作付面積 ha	被害面積		被害単価 円	被害額 千円	被害程度別面積				減収				被害農戸数 戸	うち被害率30%以上の被害農戸
		計 ha	うち被害率30%以上 ha			30%未満 ha	30～49% ha	50～69% ha	70%以上 ha	30%未満 t	30～49% t	50～69% t	70%以上 t		
◎	△	◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

潮風害、干害、霜害等
む 月 日 時現在 市

(注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式 11 りんご被害

りんご被害 地区名	栽培面積	災害の 種類	種 目	被害 面積 h a	程 度					被 害			被 害 額 千円	備 考		
					別					減 収 t	品 質 t	落 果 t			品 質 t	樹上損傷 t
					30% 未満 h a	30% 49% h a	50% 69% h a	70% 以上 h a	戸							
◎	△	1 水害 2 風害 3 雹害 4 雪害 5 凍霜害	(1)園地浸水 (2)樹冠浸水 (3)土砂堆積埋没 (4)樹の流失(本) (5)樹体損傷 (1)落果、樹上損傷 (2)樹体損傷(ha)(本) (裂開、折損含む) (ha)(本)	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	1の(1)は樹冠下浸水をいう。従って被害面積欄のみに記入 1の(2)は樹冠の浸水割合によって程度別を記入 1の(3)の被害程度は次の区分により記入する。 地表から50cm以下：30%未満51cmから樹冠下：30～49%樹冠下から樹冠の半分：50～69% 樹冠の半分以上：70%以上		
合計																
被害 戸数																

- (注) 1 減収量：各被害種目毎の被害程度別面積
× (減収率 × 10 a 当たりの生産量)
2 品質低下量：各被害種目毎の被害程度別面積
× (品質低下率 × 10 a 当たり生産量)
3 減収額：減収量 × 1 t 当たり単価
4 品質低下額：品質低下量 × 1 t 当たり損害単価
5 樹体損傷額：樹体損傷本数 × 被害損傷率
× 1 樹当たり樹体損害額 (果樹共済算定方式)
6 第1報 (災害発生後直ちに報告) は◎印のみ報告する。
第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告する。
確定報告はすべての欄に記入し報告する。

品種別被害割合		(単位 %)					
地区名	区分	つがる	陸奥	ジョナゴールド	北斗	王林	その他
	減収						
	落果						
	樹上損傷						

様式 12 畑作・野菜・花き・一般果樹・桑樹被害

む つ 市
月 日 時現在

地区名	品目名	作型	被害程度別面積 (ha)				被害減収量 (t)				単価 (円)	被害額 (千円)	備考
			計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上	計	30%未満	30～49%			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計													

- (注) 1 桑の被害額は、繭に換算して算出する。被害額は被害面積×被害率×10a当たりの収分量による。作型の欄には、栽培暦等を参考の上、春まき栽培夏まき栽培及び路地、マルチ等の区分を記入する。備考欄には、別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入する。
- 2 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、全ての欄に記入し報告する。

様式 13 果樹類樹体被害（りんごを除く）

地区名	樹種名	被害程度別面積 (ha)			単価 (円)	被害額 (千円)	備考
		30%未満	30～69%	70%以上			
◎	◎	△	△	△	◎		
合計							

市 時現在
つ 日
む 月

(注) 1 被害額は、樹体損傷面積×被害損傷率×10a当たり樹体損傷額(農畜産業用固定資産評価標準)-農林水産省-により算出する。
 2 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告する。
 確定報告は、すべての欄に記入し報告する。

様式 14 畜産関係被害

家畜・畜産物等 区分	む 月				つ 日				市 時現在	
	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被 害 額 (千円)	備 考
地区名 ◎	() ◎	△	△	() ◎	△	△	() ◎	△	△	
合 計										

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入。
被害数量欄の()内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入。
2 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 15 畜産関係被害

地区名	作物名	被害の 状態	被害程度別面積 (ha)				被害減収量 (t)				単価 (円)	被害額 (千円)	備考		
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%				50~ 69%	70% 以上
◎	◎	内訳 ◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△				
		合計													

む 月 日 時現在 市

牧草・飼料作物等

- (注) 1 被害の状態の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の状態を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。
- 2 備考欄に箇所数等を記入する。
- 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育別割合は、次の数値を参考とされたい。
牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1番草 50% 2番草 30% 3番草 20%
- 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみを報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 16 農業関係共同利用施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		備 考
		件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	
◎	()											
	()											
	()											
	計								◎		△	
	計								◎		△	
合	計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照
 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 17 農業関係共同利用施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

その他の所有のもの

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	件数等	被害等	
◎	()											
	()											
	()											
	計									◎	△	
	計									◎	△	
	合計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には件数・棟数・台数・m²数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準について」を参照
 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 18 農業関係非共同利用施設被害

む つ 市
月 日 時現在
(金額単位:千円)

(地方公共団体施設被害についても本様式を持ってすること。)

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数	被害等被数	件数	被害等被数	件数	被害等被数	件数	被害等被数	件数	被害等被数	
◎	()											
	()											
	()											
	計								◎		△	
	計								◎		△	
	合計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入する。
 3 件数等には件数・棟数・台数・㎡数等を記入する。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照
 5 「件数等」には被害面積も記入する。
 6 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 19 農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

	種	類	数	量	単	位	単	価	(円)	被	害	額	(千円)	備	考	市	時	現	在	
																日	日	日	日	
	生	産																		
	資	材																		
		計		◎								△								
	そ	の																		
	他																			
		計		◎								△								
	合	計																		

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理するものをいう。
 2 「種類」欄の()内には農協等名を記入する。
 3 備考欄には被害の態様等を記入する。
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

漁具・資材	養殖施設	漁場		(A) 施設等 被害計	(B) 水産物被害			(C) 組合在庫品被害			(D) = (B) + (C) 水産物等 被害計	水産業関係 被害計 (A) + (D)
		種類	金額		種類	数量	金額	種類	数量	金額		
種					種							
類					種類							
數量					數量							
金額					金額							
堆積物の種類					種類							
數量					數量							
金額					金額							

様式 23 漁港施設等被害

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位:千円)

区分 地区名	漁港名	漁港施設		海岸		被害金額合計
		被災施設	被害金額	被災施設	被害金額	
計						

(注) 被災施設欄には、被災施設ごとに名称、被害内容、延長等を記入する。

様式 25 土木施設被害（国・県・市別）

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位:千円)

区 分	被害箇所数	被害金額	主たる被害箇所及び内容
河 川			
砂 防			
道 路			
橋 梁			
下 水 道			
合 計			

(注) 主たる被害箇所及び内容欄には、被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載する。

様式 27 福祉施設被害

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位：千円)

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災延面積	被災の 程度の 内容	被災金額
計						

様式 28 その他の公共施設被害

む つ 市
 月 日 時現在
 (金額単位：千円)

区分 施設名	被害内容	被害額
計		

様式 29 災害発生報告書

む 第 号
平成 年 月 日

青 森 県 知 事 宛

む つ 市 長 名 ⑩

災 害 発 生 報 告 書

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 災害発生場所
- 2 災害発生の日時
- 3 原 因
- 4 被害状況調(別紙1による外、被害地域および付近の平面図ならびに被害別による
損害見積額「住家、家財、被服、寝具、その他生活必需品に区分」を添付すること。)
- 5 応急対策およびとった処置
- 6 復旧対策
- 7 世帯別被害等調査票(別紙2)

被害状況調

(むつ市)

(年 月 日 時現在)

人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
	計			
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		
		半壊及び半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	
			人員	
		半壊及び半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
			人員	
	床下浸水	世帯		
		人員		
非住家の被害				
国有林材減額譲渡措置	木材所用数量		平方メートル	
	申請数量		平方メートル	
	譲渡数量		平方メートル	

- (注) 1 棟(むね)とは、一つの建築物をいうものであること。
 なお、主屋に、主屋よりも延面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属物とみなすものである。
- 2 国有林材の減額譲渡措置欄は、災害にかかり、応急仮設住宅設置にあたり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

様式 30 災害決定報告について

む 第 号
平成 年 月 日

青 森 県 知 事 宛

む つ 市 長 名 ㊟

災 害 決 定 報 告 に つ い て

年 月 日 時 分ころ発生した災害について、その被害状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害発生の日時及び場所

(1) 年 月 日 時

(2) 場 所

2 災害の原因及び被害の概況

3 被害状況調べ

(1) 人的被害及び住家の被害

人 的 被 害					住 家 の 被 害														非住家の被害(棟)			
死 行 方 不 明 者	負 傷			計	棟 数					世 帯 数 及 び 人 員												
	重 傷	軽 傷	小 計		全 壊 (焼) 流 失	半 壊 (焼)	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	全 壊 (焼) 流 失		半 壊 (焼)		一 部 破 損		床 上 浸 水		床 下 浸 水				
										世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯		人員		

(2) 世帯構成員別被害状況

区分	世帯構成員別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯	計	小児 学校 児童	中生 学校 生徒
世帯数	全壊(焼)流失													
	半壊(焼)													
	床上浸水													
人員	全壊(焼)流失													
	半壊(焼)													
	床上浸水													

4 すでにとった措置及びとろうとする措置

5 救助の種類別実施状況

(1) 避難所設置状況

月 日 時 分から 月 日 時まで 日間、次の 力所に避難所
を設置し、延 人を収容し 月 日 時をもって閉鎖した。

避難所名	月 日	月 日	月 日	計
小学校				
公民館				
神社				
計				

(2) 炊き出し実施状況

月 日より 公民館ほか 力所で延 名に対し、延 食の炊き出しを
実施した。

実施場所	力所	小学校	公民館
	月 日		月 日
朝食	計 食	朝食	計 食
昼食			
夕食			
延 人		延 人	

6 救助費概算額

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救助費		円	円	
(1) 収容施設給与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延 人 戸			
(2) 炊き出しその他による 食品の給与費 炊き出し費 その他食品給与費	延 人 延 人 延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活 必需品給与費 全壊(焼)流失分 半壊(焼)床上浸水分	世帯 世帯			
(5) 医療及び助産費 医 療 費 助 産 費	延 人 延 人 延 人			
(6) 被災者救出費	延 人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金貸与費	世帯			
(9) 学用品給与費 イ 教科書代 小 学 生 中 学 生 ロ その他学用品費 小 学 生 中 学 生	人 人 人 人 人 人			
(10) 埋葬費 大 人 小 人	人 人			
(11) 死体搜索費	体			
(12) 死体処理費 一時保存料 検 案 料	体 体 体			
(13) 障害物除去費				
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
(16) 実費弁償費				
2 事務費				
合 計				

様式 31 災害救助費市町村交付金交付申請書

む 第 号
平成 年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ㊟

災害救助費市町村交付金交付申請書

このことについて、次により市町村交付金を交付されたく関係書類を添えて申請いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 申請金額 ¥
- 2 災害の内容 年 月 日発生した 災害
- 3 添付書類
 - (1) 請求書
 - (2) 災害救助費総額内訳書
 - (3) 事項別内訳書

別紙1

む 第 号
平成 年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ㊟

請 求 書

¥

ただし、年 月 日発生した 災害にかかわる災害救助の実施に要した費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

災害救助費総額内訳書(むつ市)

救助の種類	実支出額	算定基準による算定額	事務実支出額	事務算定基準額	算定基準額合計	備考
避難所設置費						
応急仮設住宅設置費						
炊き出し費						
飲料水供給費						
輸送費						
事務費						
救済用物資						
合計						

別紙3

事項別内訳書

むつ市

費 目	金 額	備 考
	円	
計		

- (注) 1 費目は、予算費目によるものとする。
 2 旅費、時間外勤務手当および通信費は、別紙明細書を添付すること。
 3 別紙明細書備考欄には、それぞれの救助種目を記載しておくこと。

別紙3-1

旅費明細

むつ市

旅行者氏名	旅行期間	用務地	金 額	備 考
			円	

別紙3-2

時間外勤務手当

むつ市

勤務月日	従事者氏名	金 額	備 考
		円	

別紙3-3

通信費明細

むつ市

通信月日	通話先	金 額	備 考
		円	

様式 32 救助実施記録日計票

班 名

救助実施記録日計票

救 助 の 種 類	避	炊	水	救出
	修理	学	死 捜	死 処
	障			

む つ 市

〔 責任者(市職員) ㊞ 〕
〔 地区の代表者 ㊞ 〕

No.

月 日 時 分

員 数 (世 帯)

品 目 (数 量 ・ 金 額)

受 入 先

払 出 先

場 所

方 法

記 事

様式 33 救助の種目別物資受払状況

む つ 市

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 名	単 位	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊き出しその他による								
食 品 給 与 用								
給 水 用 機 械 器 具								
燃 料 浄 水 用 薬 品 資 材								
被 服 寝 具 等								
医 薬 品 衛 生 材 料								
被 災 者 救 出 用								
機 械 器 具 燃 料								
燃 料 及 び 消 耗 品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県よりの受入分及び市調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

様式 34 指定避難所設置及び収容状況

む つ 市

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数量		
		月 日～ 月 日	人	人			円	
計	既存建物 野外仮設 天 幕							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 35 避難勧告、指示発令報告書

む 第 号
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ㊟

災害対策基本法第60条の規定に基づき、次のとおり避難勧告（指示）の発令をしたので報告する。

- 1 災害等の規模及び状況
- 2 避難を勧告又は指示した日時
- 3 勧告又は指示した地域
- 4 対象世帯数及び人員
- 5 避難所開設予定及び人員
- 6 そ の 他

様式 36 避難勧告、指示解除報告書

災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、発令した避難勧告（指示）を次のとおり解除したので報告する。

- 1 避難勧告（指示）を解除した日時

様式 37 指定避難所開設報告書

む 第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 宛

むつ市長名 ⑩

〇〇災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。

避難所開設の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間の見込み	
そ の 他	

様式 38 指定避難所閉鎖報告書

む 第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 宛

む つ 市 長 名 ⑩

〇〇災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。

避難所閉鎖の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間	
その他	

様式 39 指定避難所日誌

		避難所名	む つ 市 ○ ○ ○ 避難所
月 日	記 事		責 任 者 認 印

様式 40 避難者名簿

				避難所名	むつ市 ○○○避難所	
氏名	性別	年齢	住所	収容期間		計
				自月日至月日		日間

様式 41 指定避難所従事者勤務状況

		避難所名		むつ市〇〇〇避難所			
職名	氏名	所属	到着		退出		
			月日	時分	月日	時分	

様式 42 被災者救出状況記録簿

む つ 市

年月日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具						実支出額	備 考	
		借 上 費			修 繕 料					燃料費
		数量	所有者(管理者) 氏 名	金額	修繕 月日	修 繕 費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円		
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 43 炊き出し給与状況

む つ 市

炊き出し場の名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式 44 炊き出し給与簿

		む つ 市	〇〇〇炊き出し場	実施責任者		
給食年月日	給食区分	給食数	給食先	給食内容	備考	
計						

- (注) 1 「給食先」欄は、炊き出し配給先（例えば〇〇避難所のように）記入すること。
 2 「計」欄は、給食区分別に記入すること。

様式 45 給食者名簿

		むつ市 ○○○避難所		責 任 者			
給 食 年 月 日	給 食 区 分	給 食 対 象 者				備 考	
		世 帯 主 氏 名	世 帯 員 数	住 所	給 食 数		
計							

様式 46 飲料水の供給簿

む つ 市

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							実支出額	備考
		名 称	借 入 費		修 繕 費			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	
計										

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみその借入費を「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 47 応急仮設住宅設置供与（住宅の応急修理）申請書

む 第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 宛

むつ市長名 ⑩

災害救助法による応急仮設住宅設置供与（住宅の応急修理）について

年 月 日の火災(水害)により全壊(全焼)(流失)(半壊)(半焼)した被災者のうち別紙の者は、みずからの資力では住宅を得ることができない者（みずからの資力では住宅の応急修理をすることができない者）でありますから関係書類を添えて申請します。

(注) 関係書類は別紙様式（調書）によること。

様式 48 着工届

む 第 号
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ④

着 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 建 築 戸 数 ○棟○戸建○棟 } 計 ○棟○○戸
 ○棟○戸建○棟 }

3 着 工 年 月 日

上記のとおり着工したのでお届けします。

- (注) 1 着工後5日以内に届出すること。
2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

様式 50 引渡書

む 第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 宛

むつ市長名 ⑩

引 渡 書

- 1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事
- 2 設置場所および戸数
- 3 構造および面積
- 4 竣 工 年 月 日
- 5 引 渡 年 月 日

上記のとおりでありますから、引き渡しいたします。

様式 51 請求書

む 第 号
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ⑩

請 求 書

¥

ただし、応急仮設住宅設置の概算金として、上記のとおり請求します。

(注) 上記請求書は、応急仮設住宅設置および住宅の応急修理のための概算交付を必要とする場合に用いるものであること。

別紙 1

応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書(むつ市)

設置供与を必要とする世帯主氏名	年令	職業	世帯人員	被災前の資産状況				収入状況	設置供与を必要とする理由	立退先の状況
				宅地	田畑	山林原野	家屋			

別紙 2

応急仮設住宅敷地予定調書(むつ市)

設置供与を必要とする世帯主氏名	敷地予定地					その他参考事項
	地番	地目	地積	土地所有者氏名	抵当権設定有無	

別紙 3

住宅の応急修理を必要とする者の調書(むつ市)

住宅の応急修理を必要とする世帯主氏名および住所	年令	職業	世帯人員	修理を必要とする箇所	被災前の資産状況				その他参考事項
					宅地	田畑	山林原野	家屋	

様式 52 精算書

む 第 号
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ㊟

精 算 書

科 目	実支出済額	県費受入額	差引過不足額	摘 要
応 急 仮 設 住 宅 (住宅の応急修理)				工事費 事務費 円 円

上記のとおり精算いたしました。

(注) 精算書には、請負による見積書(写)、工事請負契約書(写)ならびに設計書および設計図のほか別紙(1)および(2)(入札を行った場合)の書類を添付すること。

別紙 1

工 事 費 お よ び 事 務 費 内 訳 書 (む つ 市)

科 目	経 費	算 定 基 準
工 事 費	円	
基 盤 工 事		
木 工 事		
屋 根 工 事		
建 具 工 事		
手 間 工 事		
諸 経 費		
事 務 費		
設 計 料		
旅 費		
通 信 費		
消 耗 品 費		
○ ○ ○		
計		

別紙2

年	月	日執行	入札執行者		立会人	
開 札 一 覧 表						
工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅工事			施 行 地 域	むつ市		
予定価格 一金 円也						
保 証 金	入 札 者 氏 名		第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備 考

様式 53 応急仮設住宅台帳

む つ 市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
										円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
 2 「家族数」欄には、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄には、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄には、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 54 住宅応急修理記録簿

む つ 市				
世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	備 考
			円	
計	世帯			

(注) 別添として見取図を添付すること。

様式 55 遺体の搜索状況記録簿

む つ 市

年月日	搜索 人員	搜 索 用 機 械 器 具							燃 料 費	実支 出額	備考
		名称	借 上 費		修 繕 費						
			数 量	所有者 (管理者) 氏 名	金 額	修 繕 月 日	修繕費	修繕の 概 要			
					円			円	円		
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入する。
 2 借上費については有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 56 遺体搜索の協力要請書

む 第 号
年 月 日

様

むつ市長名 ⑩

遺体搜索の協力方について（要 請）

〇〇災害により、次の者が貴市（町村）へ漂着していると推定されるので、その搜索

について協力を要請します。

遺体が漂着していると推定される地域					
死者の氏名簿	氏 名		性別	男・女	年齢
	着衣・持物等				
	死者の特徴等				
その他参考となる事項					
当市への連絡先					

様式 57 遺体処理台帳

む つ 市

処 理 年月日	死体発 見の日 時及び 場 所	死亡者	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺体の 一 時 保存料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
		氏 名	氏 名	死亡者 と 関 係	品 名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式 58 埋葬台帳

む つ 市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
計		人								

- (注)
- 1 埋火葬を行った者が市長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 - 2 市長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 - 3 埋火葬を行った者に埋火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 59 障害物除去の状況

む つ 市

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要する 状態の概要	備 考
			円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式 60 障害物除去関係物資受払状況

むつ市

年 月 日	品 名	単 位	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄には、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。

様式 61 世帯構成員別被害状況

む つ 市
年 月 日現在

区分		世帯構成員別											計	小児 学 校 童	中 生 学 校 徒	
		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上					
世 帯 数	全壊(焼)・流失															
	半壊(焼)															
	床上浸水															
人 員	全壊(焼)・流失															
	半壊(焼)															
	床上浸水															

様式 62 物資の給与状況

む つ 市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				布団	毛布	〇〇〇		
		人	月 日				円	
計	全壊	世帯						
	半壊	世帯						

災害救助物資としての上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者氏名

印

- (注) 1 「住家の被害程度区分」欄には、全壊(焼)・流失又は半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与月日」欄には、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄には、数量を記入すること。

様式 63 救護班活動状況

む つ 市

〇〇救護班

班長：医師 氏名

㊤

月 日	場 所	患者数	措置の概要	死体検案数	費 用	備 考
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄には、班の編成、活動期間を記入すること。

様式 64 病院、診療所医療実施状況

む つ 市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
		月 日				点	点	円	
計 機関									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式 66 助産台帳

む つ 市

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
計					

様式 67 輸送記録簿

む つ 市

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上費		修繕費					燃料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修理 月日	修 繕 費				故障の 概要
			車種	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円					円		円	
計													

- (注) 1 「目的」欄には、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 68 奉仕団の協力要請書

む 第 号
年 月 日

奉仕団体の代表者 宛

むつ市長名 ⑩

〇〇災害の救助活動に次により御協力を要請します。

要 請 の 理 由	
作 業 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式 69 奉仕団の活動状況記録簿

むつ市

奉仕団体名		報告班名		
月日	奉仕期間	奉仕者氏名	作業内容	備考

様式 70 人夫あっせん要請書

む 第 号
年 月 日

むつ公共職業安定所長 宛

むつ市長名 ㊟

〇〇災害の救助活動の従事者を次によりあっせん方をお願いします。

要 請 の 理 由	
従 事 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

様式 72 学用品給与調

む つ 市

区分 学校名	全壊（焼）・流失				半壊（焼）・床上浸水				計				合計
	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	
小中学校 合計 校													

様式 73 学用品購入計画書

む つ 市

学校名										
学年	品名	単価 円	全壊（焼）・流失		半壊（焼）床上浸水		合 計		備 考	
			児 童 徒 生	数 量	金 額 円	児 童 徒 生	数 量	金 額 円		数 量

様式 74 学用品の給与状況

む つ 市

学校名・学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月 日	給 与 品 の 内 訳						実 支 出 額	備 考
				教 科 書			その他学用品				
				国語	算数	〇〇	鉛筆	ノート	〇〇		
										円	
計	小学校										
	中学校										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名

Ⓜ

(注) 1 給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式 75 学用品給与対象者調

む つ 市

保護者の 被害区分	児 童 (生徒) 氏 名	保護者 氏 名	調 査 月 日	給 与 品 の 内 訳						支 出 予定額	備 考
				教 科 書			そ の 他 学 用 品				
				国語	算数	〇〇	鉛筆	ノート	〇〇		
										円	
計	全壊(焼)										
	流 失										
	半壊(焼) 床上浸水										

学用品の給与対象者は上記のとおりです。

年 月 日

学校長

Ⓜ

様式 76 自衛隊災害派遣要請書

むつ防災第 年 月 日 号

青森県知事 宛

むつ市長名 ㊟

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派 遣 を 希 望 す る 区 域	地区
4	派 遣 を 必 要 と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被 害 状 況	
6	派 遣 を 希 望 す る 人 員 及 び 機器の概数（車両、船舶、 航空機等）	
7	派 遣 先 の 責 任 者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

様式 77 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

む防災第 号
年 月 日

青森県知事 宛

むつ市長名 ⑩

自衛隊の派遣部隊撤収要請について(依頼)

災害に派遣された部隊について、災害派遣の目的を達成したので、次により撤収方を要請して下さるようお願いいたします。

- 1 派遣部隊撤収の日時
- 2 派遣部隊名及び隊員数

様式 78 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要 請 市 町 村 等 名	青森県 むつ市 Tel0175-22-1111 発信者		
2 災 害 の 種 別	行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他()		
3 要 請 内 容	捜索・救助・傷病者搬送・空中消火・偵察・広報・撮影・輸送 その他()		
4 消 防 覚 知 日 時	年	月	日() 時 分
5 県 へ の 要 請 日 時	年	月	日() 時 分
6 発 生 場 所	(市・町・村)	字	番地
	(目標)	(離着陸場所)	
7 捜 索 ・ 救 助 の 場 合	要 救 助 者	氏名 (男・女) 歳(年 月 日生)	住所
	要 救 助 者 の 家 族 の 状 況 (家族構成・氏名・年齢・住所・電話番号・職業等)	Tel	職業
8 災害の概況(事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。)			
9 現 場 指 揮 者	所属・職・氏名		
10 現 場 と の 連 絡 手 段	無線等種別	携帯電話等	
	コールサイン等		

11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳(年 月 日生) 住所 TEL 職業
	傷病者の家族の状況 (家族構成・氏名・年齢・住所・電話番号・職業等)	
	傷病名・症状 搬送病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車輛所属名 同乗者(医師名)等	
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報(警報・注意報)	
13 必要資機材		
14 その他必要な事項		
地図(目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)		

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日() 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の手配	要手配・手配不要 0(ドラム缶 本)

特記事項	
------	--

むつ市地域防災計画
－資料・様式編－

令和6年2月修正

昭和	40年	5月	作成
昭和	46年	6月	修正
昭和	48年	2月	修正
昭和	54年	3月	修正
昭和	57年	9月	修正
昭和	63年	3月	修正
平成	元年	3月	修正
平成	12年	3月	修正
平成	20年	1月	修正
平成	26年	1月	修正
平成	29年	9月	修正
平成	31年	2月	修正

編集発行 むつ市防災会議
(事務局) むつ市総務部防災安全課
